

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年 3 月 3 日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 専第10号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）
  - 専第 1 号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 6 号）
  - 専第 2 号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 1 号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 8 議案第 2 号 東白川村第 5 次総合計画の策定について
- 日程第 9 議案第 3 号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 4 号 東白川村課設置条例の全部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 5 号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6 号 東白川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第13 議案第 7 号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第 8 号 東白川村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について
- 日程第15 議案第 9 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第16号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第24 議案第18号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第19号 東白川村消防活動基金条例について
- 日程第26 議案第20号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第28 議案第22号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第29 議案第23号 平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第24号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）
- 日程第31 議案第25号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第26号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）
- 日程第33 議案第27号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第29号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第37 議案第30号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第31号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第32号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第33号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第34号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第35号 平成27年度東白川村一般会計予算
- 日程第43 議案第36号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第37号 平成27年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第45 議案第38号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第46 議案第39号 平成27年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第47 議案第40号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第48 議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

---

#### 出席議員（7名）

- |    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 今井美和 | 2番 | 今井美道 |
| 3番 | 桂川一喜 | 4番 | 樋口春市 |
| 5番 | 服田順次 | 6番 | 今井保都 |
| 7番 | 安江祐策 |    |      |
-

欠席議員（なし）

---

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	松岡安幸	総務課長	安江宏
会計管理者	安江誠	村民課長	小池毅
産業建設課長	樋口章久	教育課長	伊藤保夫
国保診療所 事務局長	安江良浩	監査委員	安江正彦

---

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井修輔
-------------	------

---

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成27年第1回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの11日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成27年3月3日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成26年11月分、12月分及び平成27年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成26年11月分、12月分及び平成27年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成26年12月22日、平成27年1月23日及び2月20日。

3. 検査の結果 平成26年11月末日、12月末日及び平成27年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高、並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する、中学校、平成27年3月6日、議員全員。
- 2 番目、消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する、はなのき会館、平成27年3月15日、議員全員。
3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する、小学校、平成27年3月25日、議員全員。
4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成27年3月27日、樋口春市、安江祐策。

続きまして、下段の部分におきましては、既に議長決裁により議員を派遣したものでありますので、目を通しておいていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

### ◎一般質問

#### ○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

順番に質問を許可します。

6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

#### ○6番（今井保都君）

それでは、3点ほど質問をいたします。

平成27年度の村政運営について。

村長の1年目は、前村長の予算編成を受け継ぎ、その間、補正予算を組まれ、1年間取り組んでこられました。いよいよ27年度は、既に各種団体からの要望書も受け取っておられると存じますので、今井村長のカラーを出した予算編成をされるものと期待をしているところでございます。

さて、村長は就任時点、「安心できる暮らしを実現します」「産業を振興し、働く場所をふやします」「災害に強い美しい村をつくります」と公約されております。本年度は第5次総合計画のスタートの年です。何事もスタートが一番大切です。まず、27年度はどのような政策を重要視されているのでしょうか。

2点目は地方創生に向けて。

国が打ち出した地方創生の政策は、過去には地域活性化や過疎対策等がありまして、国のばらまきの感じがいたしました。今回は、それぞれの自治体が主役になり、行政の積極的な取り組みが求められております。内容によっては、定住自立圏で近隣自治体とともに取り組みことがより成果の上がる事業もあると存じます。村の取り組みはどのようになっておりますでしょうか。

3点目、農林業振興について。

現在、6次産業化を立ち上げていますが、いまいち伸び悩んでいる状況です。活気ある村をつくるには何よりも農林業の振興が重要で、農林業の所得向上を目指す必要があります。27年度は、新たに地域おこし協力隊2名を募集しておられますが、村の実情に合った人選をして、ぜひとも受け入れていただいて農林業の販売促進等に寄与していただきたく存じます。今こそ官民協働の村づくりが求められております。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

新年度の予算について幾つかの御質問と御提案をいただきましたので、順にお答えをしてみたいです。

1つ目の質問として、私の公約に対し、どのような新年度予算に盛り込まれているかという御質問に対してでございます。

安心できる暮らしの実現というテーマに対してでございますが、一言であらわすには大きなテーマであり、4つの分野の公約になっております。

1つ目は、健康で楽しい老後を過ごすために、交流サロンの設置や高齢者に優しい交通手段を実現してまいりますと、こういう公約でございました。交流サロンについては、越原、神土、五加に順に1カ所ずつ整備する計画であり、27年度には神土の平に整備する予算を計上しております。

交通手段については、現在の外出支援サービス、あるいは透析患者さんへの通院支援、中核病院への通院支援など、継続して実施をしてみたいです。今後、外出支援の需要の増加や濃飛バスの運行の問題、通学・通園のマイクロバスとの関係、村外への通学支援の関係等、総合的に交通問題を検討していく必要性は十分認識をしておりますが、喫緊の課題としては現状維持でという判断を行い、新規事業は計画をしております。

2つ目の公約は、在宅介護や施設介護の充実ということでございます。

在宅ケアについては、包括支援センター、社会福祉協議会、診療所がしっかりとタッグを組んで実施をしてみたいです。特に社会福祉協議会では、介護をする人の負担軽減を図ることを目的として、土曜日のデイサービスやヘルパー訪問を月に2回実施できるように検討を指示しております。施設介護の充実については、今年度、プロジェクトチームにより研究を実施しており、その回答も得ております。この定例会の後の全員協議会で、その内容を説明する予定であります。

施設整備については、第5次総合計画にしっかりと位置づけており、診療所の改築、現在の老健施設の改善とあわせて、これを考えていく所存であります。

3つ目は、診療所の改革ということでございます。

26年度を総括しますと、職員の意識改革を主導してまいりましたが、所長以下全員がその意識を持っていてくれますが、言葉が足らなかつたり細やかな心遣いができなかつたりとの事象も少な

から発生し、その都度、所長、事務局長に指示をし、改善を図ってきました。継続して職員の資質の向上に努力をしまいたいと思っております。

また、評価していただきたいこともあります。毎週午前中の土曜診療を、岐阜県、そして中核支援病院である木沢病院の協力を得て実施しています。平成27年度についても、前期は木沢病院の都合で月4日のうち2日は木沢病院から派遣を受けますが、あと2日は診療所の医師で実施をまいます。9月以降は、現在のように週4日、木沢病院から派遣が受けられる予定であります。

4つ目については子育て支援の充実ですが、子育て支援係を新設し、出産祝い金から高校生の通学支援、就学支援制度まで一貫して所管し、子育て支援を充実してまいます。

また、保育園の保育料について、3歳児以上を全額免除することとしております。

また、保育園、小・中学校のさまざまな行事参加についての公費負担をふやし、保護者の負担を軽減する予定でございます。

また、小学校の運動場の整備や中学校体育館のつり天井の撤去など、教育環境の整備も積極的に行うこととしており、この村で子育てしていてよかったと言っていただけのような村づくりを進めてまいます。

大きい2番目の公約は、産業を振興し、働く場所をふやすというものであります。これについては、農業振興、林業振興、そして商工業振興、村内産品販路拡大等について、全てではありませんが、新政策を中心に説明をさせていただきます。

まず農業についてですが、ことし発足しました集落営農につきまして、農地の貸し借りについて、農地流動化支援を拡大し助成するとともに、倉庫や機械等の整備に助成すること、また専門の職員を配置すること等の助成を実施するよう計上しております。

白川茶の振興については、東白川製茶組合、五加茶生産組合とも、それぞれ高付加価値化を図る事業を計画していただいておりますので、これらを積極的に支援してまいります。

園芸振興では、トマト研修生受け入れ農家への助成、トマト生産用ハウスへの新規就農支援策、そして新しい園芸作物栽培への推進費なども提案しております。

林業振興では、間伐材の搬出事業への補助金の新設、村内作業車購入補助金、有害鳥獣対策については、駆除報奨金の増額、捕獲用おりの設置、猟友会の免許登録に関する助成、また12月の全員協議会で説明したところですが、フォレストスタイル事業は半官半民という表現を使っておりますが、事業者にも負担をいただきながら持続性のある事業としてまいります。

商工業振興では、商工会への助成を継続して実施するとともに、要望のあった日本政策金融公庫の経営改善貸付制度の運転資金についての利子補給、これも予算化をしております。

また、設備資金については、3年間の限度を5年間に延長してほしいという要望をいただいておりますので、今後検討してまいります。

商品券のプレミアについては、生活支援等緊急支援の国の交付金を活用し、緊急対策として増額して実施をする予定でございます。

第三セクターや野菜村、白川茶屋さんからもたくさんの要望をいただいております、地域の活性化の観点、働く場所の確保の観点からも、施設改善について、少しずつではありますが改善をしておりますというふうに思っております。

それと、ふるさと納税の活用やメンバーズカード、アンテナショップの展開など、交付金を活用しながら推進してまいります。

3番目の公約に、行政改革がございます。

まず機構改革について説明をいたします。

産業建設課を農務係、林務商工係、地域振興係の産業振興課とし、産業振興により一層力を注げるようにしてまいります。そして、産業建設課の建設係と村民課の環境係を併合して建設環境課を新設してまいります。また、先ほど申し上げましたように、子育て支援係を新設し、行政の効率と事業推進を図ってまいります。

また、住民目線の仕事を徹底することや職員のやる気と資質の向上に努めてまいります。

官民協働の村づくりについては、美しい村づくり委員会を立ち上げ、がんばる地域提案事業を27年度中に企画・立案することとしております。

また、集落担当職員の設置、そして集落支援員の検討を通じて、村民の皆様の村づくりへの参加の道を広げてまいり所存でございます。

4つ目の公約であります災害に強い美しい村をつくることについてでございますが、里山の景観整備については、白川茶発祥の地の整備を五加茶生産組合に委託して実施をしてまいりますとともに、さきに説明した農業振興策や林業振興策と相まって、農地、そして山を守るということを基本姿勢として継続して実施してまいります。

村を災害から守る観点では、道路・橋梁等の整備についても国・県の事業採択を得ながら推進してまいるとともに、村単独事業で日照支障木や枯損木、危険木への対策も実施するようしております。

また、防災・消防対策としては、消防団員の待遇改善を図るとともに、機器・設備等も推進をしております。また、私の課題としておりました自主防災会の機能強化にも取り組み、防災・資材倉庫の整備や、その中に整備する防災器具、防災用品の整備についても着手できるよう、予算を計上いたしております。

また、緊急時の対策や救急医療に資するために、ヘリポートの整備を村内各所に順に整備する必要もあり、27年度中1カ所を予算化しております。

以上、私の公約と新年度予算に関しての御質問の回答とさせていただきます。

次に、御提案をいただいた地方創生については、平成27年度の早い時期に、それぞれの自治体が人口ビジョンと地方版総合戦略を立てることが求められています。この村独自の振興戦略を立てる必要があります。みのかも定住自立圏域や近隣市町村との連携事業には交付金が上乗せをされると、そういう情報もあります。これは検討してまいりたいと存じております。

農林業の振興と村民の所得向上についても、私も同じ意見であります。さきに説明した事業を推

進することにより、その効果を上げたいと思っているところであり、地域おこし協力隊2人の募集を行っており、頑張っていたきたいと思っております。残念ながら、いまだ新しい2人については決定するに至っておりませんので、引き続き募集活動を継続しているところであります。

以上申し上げまして、私の答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

ただいま村長から詳しく説明をお聞きしました。村政運営については、日々努力されている中で、私もちょっと感じたことを申し上げたいと思います。

ここに毎年、東白川村補助金一覧表という形で、新しい年度の初めに補助金、それからこれの名称が出て、村民の方々、こういう補助金があるんだなあということを感じるわけですが、26年度は38の品目について補助金の対象がありました。これらにつきまして、目標、計画がここにあるわけですが、実績を含めて東白川村補助金一覧表を費用対効果の面からも一度チェックをしていただいて、本当に村民がこういうものを利用しているかどうか御確認をして、上げるものは上げる、ないものは削除するとか、そういったことも、具体的なことでありますが、ちょっと考えていただきたいと思います。

また、地方創生につきましては、地方創生が目指すひと・まち・しごと、この好循環をつくるためには村の積極的な取り組みが求められております。例えば交流人口では、村の行うイベント、4つあるわけですが、それだけでは十分とは言えません。私はちょっと提案ですが、東白川村の交流人口をふやすには、岐阜、それから名古屋の都市圏の人々を対象とした、春はお茶摘み、夏は川の友釣りとか、それから秋は紅葉見物とか、これも新しい遊歩道もできております。そういった中で、ぜひ村内観光ツアーとか、そういったものを開催してはどうかあということ提案したいと思います。

それから、農林業振興につきましては、6次産業化を立ち上げて今取り組んでおりますけれども、新世紀工房さんあたりは本当に苦慮して、もう少しいろんな面でやればもっともったいいあれが取り組めるかなあということをおもうわけですが、こういった取り組みの段階ですので、研究開発費をしっかり支援してもらって、6次産業化は農業だけでなくして農商工連携で捉えれば、もっともったいい6次産業化が進むのではないかと期待しておりますし、今、地域おこし協力隊の話も出ましたが、今のところまだ、東白川村のPRが足りないのか、東白川村の魅力がちょっとないのか、その辺はわかりませんが、ぜひ努力をしていただきたいし、今現在2名見える方についても27年度で終わりになりますので、ぜひその後の支援も考慮していただきたいと思っておりますので、ちょっと質問いたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいま御提案といえますか御意見をいただきしましたいろんな補助金の成果についてチェックをして、そしてスクラップ・アンド・ビルドを行っていききたいというふうな御意見、私も同じ意見でございまして、地方創生の総合戦略にも、P D C A法則とって、プラン・ドゥー・チェック・アクションということで、必ず事業効果を検証していきなさいよという建前になっておる、これは皆さんも御存じのことかと思えます。村で行います各事業についても、なかなかまだ我が村は事業検証というところまでやっていないところが現状でございまして、今後は、住民の行政へのチェックということも非常に大切なこととございまして、何らかの方策を設け、そして十分なチェックをしていただき、先ほども申し上げましたスクラップ・アンド・ビルドも大変重要なことと考えております。

また、交流イベントを活発化して交流人口をという御意見でございまして。これもまた私も積極的に取り組みたいと思っております。今のところ4つのイベントを柱にして組んでおりますが、今後、観光協会、あるいは第三セクター、そして例えば大事な資源である山を使ったイベント、またお茶を使ったイベント、こういったことも各団体それぞれが計画していただけるようなお話も幾つも聞いておりますので、こういったことについては一緒になって支援をして交流人口をふやしてまいりたいと思っております。

また、6次産業化については、確かに先ほど答弁させていただきましたように、いろんな事業を組み合わせる支援をしてまいるといふふうに思っております。外貨を獲得していくという姿勢を一貫して、トップセールスを含め、やってまいりたいと考えております。

もう1点、地域おこし協力隊につきましては、この募集経費も実は交付税措置がされるということも、この間勉強してきたところでございまして、成果が出ないと交付税措置はされんわけなんです、必ず成果が出るように、いろんな手法を使って継続して実施して目的を達成してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

再々質問になるわけですがけれども、農業政策では、私が思うには、国は農業の生産力とか競争力を高めることは、今までいろいろ補助金を出して、地方にそういった支援がありました。こういうところに主眼が置かれていたと思えます。

農業は自然と我々の共同作業であるということは、皆さんもおわかりだと思います。そういった中で、農業・農村を守ることが自然を守ることにつながるということは大前提であります。

そういった中で、今回私も一番うれしかったのは、第4期目となります中山間直接支払い制度、こういった対象面積を急傾斜まで取り入れていただくということをお聞きしておるわけですがけれども、産業建設課長にちょっとお聞きしますけれども、どの程度の急傾斜が認められているのか、そ

れと事業費はそれによってどれぐらい多くなったのか、ちょっとお聞きをします。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（樋口章久君）

新しい中山間の直払い制度では、今、6番議員さん言われましたように、超急傾斜が対象になったということで、田んぼですと10分の1以上、それから畑ですと20度以上の地域について新しい単価の加算が行われるということで、1反歩当たり6,000円という単価の上乗せでございます。このことによりまして、村全体で200万を超える交付金をいただけるということになりましたので、27年度予算のほうで対処していきたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

次、4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

今回は、尾根筋伐採の推進についてを質問させていただきます。

前に、村道の通学路、村民の皆さんの生活道の安全を図るため、危険木、日照支障木伐採のお願いをしましたところ、しっかり調査をして順次進めていくというお返事でしたので、現在進めているものと理解をいたしております。

今回は、環境税を利用して尾根筋の伐採事業を進められ、既に何カ所かが行われ、ほかの地域からの希望も多く、既に平成31年までの申請があると伺っております。それだけ、少しでも地域に太陽の日差しが求められているあかしであるものと思います。既に事業が終了した地域の声をお聞きいたしますと、我が家に日の光が差し込むことなど思いもしていなかった。さまざまな方のおかげで冬季の道路事情もよくなり、地域も明るくなった。洗濯物も早く乾き、暖房費の抑制につながってありがたいとの声をお聞きいたしました。

この事業の採択を受けるためには、その山林の所有者の了承を地域で得ることが条件となりますので、地域ぐるみの取り組みになるものと思います。その地域の思いを実現するためには、今後、環境税増額の働きかけと村単での事業の推進を図ることが村民の皆さんの期待に応えることにつながるものと思います。少しでも村が明るくなり、村民の見損の生活道の状況もよくなるとともに、村全体のエネルギー抑制にもつながるものと思います。この事業推進への村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

清流の国ぎふ森林・環境基金事業による尾根筋伐採の事業についての御質問でございます。

まず、この事業の事業要件を説明させていただきます。

1 市町村 1 年に 1 つの事業であり、事業費は 500 万円までとなっております。また、3 戸以上の受益があること、地域全体の申し込みであること、山林所有者の同意が得られること、おおむね以上の要件となっております。

本村では、平成 25 年度から清流の国ぎふ森林・環境基金事業へ要望をしていくこととし、村から森林組合へ要望調査や事業実施箇所の選定、順番を決めていくというようなことを依頼し、これに基づいて県へ申請し、森林組合へ委託して事業を実施しております。

平成 25 年度に下野、平成 26 年度には親田、鈴原を実施し、平成 27 年度は平、杓掛場向となっております。平成 28 年度は加舎尾、中田、平成 29 年度は親田、源藤、平成 30 年度は陰地、手掛岩、平成 31 年度は宮代、長畑、新田という計画になっております。このうち、平成 28 年度の加舎尾と平成 29 年度の親田については、山林所有者の了解も得られているというふうに聞いております。このほかに、大沢、中通、陰地など 5 カ所の申し込みがあります。

森林組合では、対象家屋数、道路への影響、集落を挙げての要望なのか、そういった観点で一定の点数方式による評価を実施するとともに、国・県の補助事業で間伐を実施した山、これは森林経営計画上の林班 —— 山のいわば住所のことでございますが —— は、こういった間伐を実施した山については、間伐後 5 年間施業できないという制限がございます。これは補助事業ということで会計検査の対象となることもあり、間伐の効果を優先していくということで、村単事業でも、個人の伐採でも、これは制限を受けるということになっております。森林組合では、先ほどの点数の評価と、この制限のこともあわせて、これらを勘案して施業の順番を決めております。

この事業の効果については、議員御指摘のとおりであり、有効な事業であるという認識でおります。しかし、各市町村の要望箇所も多いと聞いておりますので、来年度での増額、あるいは増箇所、そういったことは大変難しいという状況にあると聞いております。議会の皆さんにも御協力いただき、28 年度以降の要望活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

村単事業の推進については、森林組合からも要望が来ております。今後、この環境税の事業が継続されるという保証はないわけでありまして、継続を強く要望する必要があります。また、仮に事業が終了した場合でも、継続して村単事業でこれを実施する必要があると思っております。ただし、この場合も、先ほど説明しました現在の要件、こういったことは踏襲をしていくこととしております。

村では、樋口議員の提案で、日照支障木の除去作業を 27 年度から 220 万円を実施する予定であり、調査の結果では、全村の事業箇所を完了するには 4 年から 5 年かかると予想しております。したがって、これらは全て一般財源での事業となることから、他の事業との優先順位の課題もあり、一度に事業量をふやすことができない状況は御理解をいただきたいと思っております。まずは、交通安全の観点から日照支障木除去事業を推進し、その後に村単での尾根筋伐採事業へ取りかかっていきたいと考えております。

補助事業ですので、採択箇所の増加を引き続き働きかけていくことはもちろんでございますが、過疎債のソフト事業、あるいはほかに有効な財源を確保するよう努力し、財政事情が許せば、事業

進捗のスピードを上げてまいりたいと思っております。

以上で私の答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

これは木の成長に伴って、村内のあちこちで本当に日照時間が短くなっているということは、この事業に申し込まれた地域の方々の申し込みの事情を見ていただければ、村長、十分おわかりをいただけるものと思います。事業費が非常に少ない、500万ほどの事業費しかないということでございますので、なかなか進んでいかないというのが現状でございます。平成31年度までの申し込みがあるので非常に進まない。できれば、村単と環境税と両方で進めていただければ、村民の皆さん方の要望にお応えもしていけるものと思いますし、せつかく地域の皆さんと森林の所有者の皆さんが話し合いを行われ、地域のためになるのであれば、伐採にも承諾をされたという経緯でございますので、ぜひともこのお気持ちをお酌み取りいただきたいなあと思います。

この事業が進むことによって村全体が明るくなりますし、道路事情も非常によくなると同時に、またエネルギーの村全体の抑制にもつながっていくと。

先日、村長も恐らく見られたと思いますけれども、岐阜新聞の1面に、田舎への移住を希望されている方が、名古屋、それから東京間で年々ふえてきていると。その方々の田舎への要望として、環境のいい住みやすいところに移住をしたいという方が非常に多くなってきているというふうに出ておりました。これは恐らく村長も目を通されたことと思いますけれども、そういったことを考えますと、現在住んでみえる村民の皆さん方が環境に不満を持たれているというような状況では、定住者をふやしていく、人口対策を推進していくということにはなかなかつながっていかないと思いますので、その点も十分に御理解をいただきたいなあというふうに思います。

それと同時に、村民の皆さん方の環境をどれだけよくしていかなければならないかということ、村長、まだ特にお考えになっておられることもあろうかと思っておりますので、その点も含めて再度お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいまお伺いをしました意見も、私も同意見でございまして、田舎への回帰といえますか、田園回帰という言葉も盛んに私も使わせていただいております。住む村民の皆さんが他の地域の皆さんに、この村はいいところやでというような思いが自然と発せられる、そういった村でないとなかなか移住していただけないと考えるところでございます。そういった観点でも、環境の整備に対しては心を砕いてまいりたいと思っております。

今御質問がありました尾根筋伐採については、先ほど答弁させていただいたような状況でありま

して、森林組合の集落座談会等で要望調査がしてございますので、これを尊重してまいりますし、例えばやる箇所が事業費が少なくて済むといった場合は、先ほど言いましたように財源を確保して、そちらを村単に切りかえて、大きい事業は100%補助の基金事業でやると、このようなことも、今後、28年度以降については考えていきたいと思っております。先ほど答弁しましたことの重なりになりますが、村単事業での実施も十分視野に入れて、この箇所を少しでもふやしていきたいと。そして、交通安全、それから日当たりのいい環境での暮らしを充実するといったことについて心を砕いてまいりたいと思います。

全てのことを私は村道を安全、そして災害に強い村、そして誇りに思っていただけの村づくり、こういうことで後ほど御審議をいただきます第5次総合計画の骨子にもしておるところでございますので、思いは議員と一緒にございます。予算の都合もあって一遍にどっとやるというわけにはなかなかまいらないところもございますが、先ほどの話ではございませんが、スクラップ・アンド・ビルドもしっかりとして、優先順位をつけて事業を実施していきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひとも村民の皆さん方の住環境の推進に御努力いただきますよう御期待を申し上げ、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（服田順次君）

次に、2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

コミュニティーサロン建設について、村内製品の販売促進についての2件の質問をいたします。初めに、村長の政策の目玉である高齢者交流サロン建設について質問いたします。

以前、この事業の進捗状況を伺いましたところ、昨年12月10日の全員協議会において資料とともに説明をいただきました。この事業の必要性も、村民の方の多くに御要望もあるということも理解していますので、私も事業自体には大いに賛成であるということを前提に質問いたします。

高齢化の進む中、いつまでも元気でいただくために、また孤立予防にコミュニケーションの場をつくっていくよい事業だと思います。しかし、多額の予算を使つての事業である上に、比較的大きな建物を3棟建設するという前提に進んではないだろうか。将来、本当に村民のためになったという施設になっているだろうかという懸念もあります。

また、来年度建設予定、神土区の施設の平地区以外の御年配の意見を伺いますと、本当に興味がある湧かなければわざわざ平まで行かないし、運転できないから行きたいときに迎えに来てくれるの、もっと畑や花づくりなんかを集落の近いところでやりたいなあという意見があるのも事実です。

事務担当者会議の報告書にある「検討されるべき課題」という欄に、サロンの形式、既存の社会

資源の利用の検討、利用・運営方法なども上げられており、その後も子育て関連に利用できないかとの意見もあったわけですが、視察等も踏まえ、いろいろな課題が解決され、事業計画の詳細がある程度まとまりつつあると思います。その上で建物の本設計に取りかかっていたいただきたいと思って質問をいたします。

設計業務委託先は、先日、入札において決定されたと伺っておりますが、慌てることのないよう、建物の間取りや大きさありきでなく、利用者目線での事業計画を伴った建物計画を望みます。村長のお考えを伺った上で、現在の進捗状況、課題を伺います。

次に、27年度の村長の予算編成方針では、村内産品販売促進事業としてさまざまな事業を方針として打ち出されていますが、この東白川村の特産品を今まで以上に販売していくということは、今までも努力され、大変であると考えております。東白川村を知っていただき、また産品のよさを知っていただき、未永くファンになっていただくことこそ最大の策だと思います。宣伝、情報発信が非常に大切だと考えます。

その中でも有効だと思われるのが、昨年、村長が始められたつちのこ村メンバーズカードの事業です。この事業には私も賛同しておりますし、もう1点、ふるさと納税の制度をどう利用していくか、この2点を中心に質問したいと思います。

つちのこ村メンバーズカードは、昨年夏から募集を開始され、半年がたちました。現状と取り組み、次年度へどのように生かしていくのかを伺います。

ふるさと納税に取り組む自治体には、大きく2種類の考え方があります。寄附いただくという大きな意味合いにおいて、余り大げさなお返しは逆に失礼であり、感謝の気持ちでいいという考え方。一方では、自治体の地元の特産品をどんどんアピールし、商工・農林業界の活性化の策の一つとして割り切って、納税額のかんりの部分について特産品をお返しし、納税していただく方へのメリットに訴えていくという考え方。特に後者の政策を打ち出し、大いに納税額をふやし、また産業の活性化につなげている自治体も数多くあります。東白川村のふるさと思いやり基金の制度は前者であると思いますが、今後は村内の特産品販売という視点において割り切った部分も必要でないかと思えます。村長のお考えと今後についてお伺いをします。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

今井美道議員の質問にお答えをします。

まず初めに、高齢者交流サロン建設についてお答えをいたします。

高齢者交流サロンは、福祉計画、介護保険事業計画策定の折のアンケート調査などで、ひとり暮らしの不安、生活への不安や、高齢者が集える時間や場所が欲しいとの声が多くあったことは周知のことと思います。私は、ここで育ち、あるいは嫁いでこられて、長年この村で生活してこられたお年寄りに住みなれた場所で安心して安全な老後をお約束する、これは行政の責任であると思っております。このことを実現するためには、いろいろな政策を複合的に実施する必要があると思えます。

それは在宅ケアの充実であり、施設介護の充実であり、集いの場の創造であると思います。そういう意味で、第5次総合計画にうたった、75歳を超えても健康で楽しい老後を送っていただけるための施設として高齢者交流サロンを建設することにいたしました。

現在の計画では、27年度中に神土平地区に、28年度に五加地区に、五加については旧五加保育園を使えないか検討したところですが、耐震補強を実施するのに2,000万円程度かかるということがわかりましたので、今年度建設しております定住促進住宅の建設とあわせて、あの旧五加保育園と運動場を有効活用できるよう工夫して、現在の施設の機能をあわせ持った建物にするよう計画してまいりたいと思っております。越原地区については、旧越原保育園の一部を使い、増改築で建設できないか考えているところですが、詳細はまだ未定であります。

将来計画は以上のようにございますが、27年度に建設する神土の施設がモデルになることから、今井議員御指摘のとおり、練りに練って建設するつもりでございます。26年度で設計監理の予算を認めていただいております、設計業者も決定しておりますが、繰越事業とさせていただきます、5月ごろまでに実施計画を完成させたいと考えております。したがって、建設については27年度いっぱいかかるのではないかと考えております。

現在の時点での活用計画について、プランとして説明をさせていただきます。

これは、飲食ができる団らんや交流の場所、ここでは料理教室や、あるいは日がわりでいろいろな団体、白川茶屋さん、しらゆりの会さん、作業所えがおさん、野菜村さんなど、こういったところの協力が得られますれば、喫茶コーナーを営業していただきたい、このような考えを持っております。

談話スペースでは、高齢者間、あるいは世代を超えての交流、趣味の同好会やサークルの場、軽スポーツや健康体操の場、あるいはシルバー人材センターの作業所としても使うことができるようにしたいと考えております。

世代間交流として、放課後子ども教室や、地域の子供の伝承遊びや学習をお年寄りが見守る場所にも使えるようにしたいと考えております。

このほかにも、和室とバリアフリーのトイレ、お風呂などを整備し、施設全体として福祉避難所の指定を行い、台風接近のときなど1人では不安なときに、避難所として利用できるようにしてまいります。

村内3カ所に設置する必要性の大きな理由は、この福祉避難所としての機能を充実したい思いがございまして。昨年3回の台風接近のときには、ひとり暮らしのお年寄りがはなのき会館で1人だけ避難、こういったようなこともありました。もちろん職員は配置していましたが、福祉避難所であれば、複数の方で寄り添って一晩過ごしていただけるのではないかと、このように考えております。

周囲には、花壇や野菜づくりの畑も借用して整備することができれば、生きがいつくりにもなると思っております。老人クラブの皆さんや子育て中のお母さん方の声もしっかり聞いて、施設設計をしていきます。

また、運営については、社会福祉協議会の新しい事業として、ボランティアの皆さんや地元の皆さんの助けをかりながら運営をしてまいりたいと考えております。

次に、つちのこ村メンバーズカードとふるさと納税についてお答えをします。

つちのこ村メンバーズカードは、現在162枚のカードを発行しており、利用加盟店は27店舗でございます。特典については加盟店ごとにお組みをいただいておりますが、加盟店でお買い物をしていただくと1,000円ごとにポイントがたまるようになっておりまして、10ポイントごとに1,000円のつちのこ商品券がプレゼントされます。ポイントは100ポイントまで継続することができ、1万円のつちのこ商品券をプレゼントします。今年度途中から始めたダブルプレゼントでございますが、今までに4名の方が4万円の商品券を交換しておるわけです。どの方も近隣の町の方で、それだけそんな商店が売上げが伸びたということになるかと思っております。

このつちのこメンバーズカードについては、同窓会や同年会での勧誘をお願いしていくとともに、アンテナショップのイベント、村内でのイベントで宣伝・勧誘するとともに、村人会の皆さんにもお手伝いいただき、発行枚数を伸ばしていきたいと考えております。私も、あらゆる機会を通じてトップセールスをしてまいりたい所存でございます。村民の皆さんにも、同窓会の折には、ぜひ役場へ御連絡をいただき、資料をお届けしますので、宣伝をお願いしてまいりたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてお答えをします。

今井議員御指摘のとおり、ふるさと思いやり基金は、今年度までは自然環境の保全や福祉及び健康の推進など5つの目的に指定寄附をいただいております。返礼についてはおおむね3,000円程度のトマトジュースや白川茶などを、2万円以上御寄附いただいた場合が1品、10万円以上で2品、30万円以上で3つの品、これを希望に応じて贈る制度となっております。現在までに累計で115件、1,146万円の寄附をいただき、これらを活用しまして、保育園の整備に499万5,000円、小・中学校の防犯監視カメラ整備に80万円を活用してきました。現在は383万5,000円の基金残高となっております。

27年度からは、国の指導がございまして、還元率を表示したり誇張した宣伝は自粛する、このような通達となっております。税金の軽減税額の上限が現在のほぼ2倍になることや、サラリーマンは原則確定申告が不要で住民税から軽減されるようになるなど制度の改革がございまして、一層活発になると予想をされます。これらの機会を逃すことなく、今井議員御指摘のとおり、この制度を地元産品の販路拡大策として捉え、魅力ある特産品や農産物、村内旅館の宿泊券などをそろえ、約50%ほどの還元となるよう、特典の上限を上げて実施する予定です。もちろん返礼品目的でなく、純粋に村へ応援として寄附いただく趣旨も尊重して、納税者の方に選択いただけるようにしてまいります。

基金の管理は、今までどおり会計管理者で管理し、寄附金全額を管理してまいります。返礼品については地域振興係で管理し、返礼品の費用を村内産品販売促進事業費として、当初255万円を計上しております。普及・宣伝の費用もあわせて計上しております。既に準備を進めており、4月から早速実施ができるようにしたいと考えております。

以上で答弁いたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

サロンについてですが、村長のかんりの思いが伝わってまいりました。しかしですけど、先日の村長の予算方針の中に、11月サロン運営を開始ということが記載されておまして、170万程度の予算が予定されておるかと思うんですけど、これが3月の運営に、今年度中の運営ということになりますと、これの予算も多少変わってくるのかなと思いますし、4,300万程度の建設費等も、建設費ありきでなくて、どう使うか、どう利用してもらうかによって、こういう建物のこういったものが必要なんだから、これだけかかるよということが、来年度、しっかり私も見ていきたいと思っておりますので、このあたりをまた、本当に利用者目線ということをお願いしたいと思っております。

つちのこメンバーズカードについては、半年間で162、これ多いのか少ないのか。私が思うには、半年間取り組んでみえたにしては、かなり少ないのではないのかなと。私、10万円ほど、同窓会で皆さんに御協力をいただいて村のほうに出したと思うんですが、職員の方、我々もそうですけど、村民の方が、もうちょっとこれについて努力できる仕組みが必要なのではないかなと思っておりますし、DM等を送られていると思いますので、そのDMをどういった形、内容物が何であったということをお伺いのと、郵便物、DMが届いたときに、今、村はこんなことをやっておるんやなあ、こういうことがこれからあるのか、ちょっと行ってみようかなあとか、DMをあけたときに村に行きたくなるような、村のファンに、ちょっとそこでまたふるさと納税をしてみようかなとかなるような、このDMに多少お金をかけていただいても、あけたときに感動があるようなDMというのを期待していきたいなと思っておりますので、この点について2点目にお伺いします。

ふるさと納税につきましては、今、村長がおっしゃられたように、千葉県の前では地域通貨入りのWAONカードとか、さっきおっしゃられたふるさと宿泊クーポン、こういったもので、まず地元に来ていただいて、それから消費していただくと、こういう策を練っている自治体が結構ありまして、こういったところも成功しております。あと東白川のこだわり便のリスト、今回、4月からということですので、どういったふうに検討されているかあれですけども、これがこの十何店からふえないというのは、3,000円という今まで縛りがあったからだと思うんですね。地元の商工業者とか、農林業、農産物を扱ってみえる方に、3,000円という縛りがあると、私の商品にはそれはないよという方がかなりあると思うんです。そういったことで、他の自治体では商品券みたいな、東白川でいうつちのこ商品券というものがお返しのリストにあたりするところもあるわけなんですけれども、そうすれば使用期限があって、東白川へ来ていただいて、それから自分で好きなものを選んで買っていただくといったことも検討の中の一つではないかなあと思います。50%という還元率、お返しの率ということになりますと、金額がかなり大きくなる場合もあると思うんですが、そういったときにお米が60キロとか120キロ届いてもいいんじゃないかなあと思いますし、村

の大工さんにそこへ行って家具をつけてもらう、こういったことに使えてもいいんじゃないかなと思いますので、3,000円の1口に限るというのは、なかなか皆さん、どの商工業者、農林業者の方も、利用、参加していくということにはちょっとつながりにくいなというふうに思っておりますので、その辺のことも含めまして、いま一度、3点お伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

交流サロンの建設予定、そして運営方法については、先ほど答弁させていただいたように、私のプランはお話ししたようなところでございますが、具体的にはこれからでございますが、本当に使い勝手のよくて、そして皆さんに喜んでいただく施設にしてみたいと思っております。したがって、運営の頭出しの予算については、まだまだ本当に頭出しということで、どういった経費がかかるのか、こういうことも設計が決定し、そして諸経費が決まり、そしてその使い道、あるいは使い方、こういったことによって変わってまいりますので、大変アバウトな予算を提出して申しわけないんですが、具体的には、それらが決まってくると、もっとはっきりしたことを御説明して御審議をいただけるようになってまいるかと思っております。

どちらにいたしましても、最初の使い方がモデルとなってまいりますので、しっかりと皆様方の御意見を聞いて、私の思いも入れて検討してみたいと思っております。

それから、確かにつちのこメンバーズカード、まだまだ宣伝が足りないと認識しております。村民の皆さん方の御協力がないと、村民の皆さんがセールスになっていただくような考えで情報提供をしっかりとしてみたいと思います。これは私も同意見でございますので、改善をしてみることをお約束しておきます。

そして、そのときにお送りするDMの内容については、基本的には各参加店がこういった内容を送ってほしいよというものがあったら、DMを送る回数はお決まっておりますが、その時期時期に提出してくださいと、こういう投げかけをしております。今、どんなものを送ったかは、そここの資料は手持ちにないわけですが、基本的にはそういう姿勢、そして村が行いますいろんなイベントの案内、これは当然ながら入れていっております。

魅力ある情報を発信しないと、なかなか東白川村へ来ていただけない、これもおっしゃるとおりであると思っておりますので、今後、努力をしてみたい、改善をしてみたいと思っております。

また、参加加盟店の皆さんには、このDMを活用していただいて、それぞれの事業の助けにさせていただくようなことも、いま一度アピールをしてみたいと思っております。

もう1点、ふるさと納税につきましては、今までのラインアップでなく、全く新しく、今おっしゃいましたお米ですとか、お茶1年分ですとか、こういったものも取り組んでラインアップをして、1口3,000円にこだわらずに選定していただいて、それぞれの金額で見合ったプレゼントができるように工夫をしておるところでございます。

現在のところは12店ほどの、いわゆる3,000円1口のラインアップでございますが、今おっしゃ

ったとおりでございますが、これからはどんどん追加もしてまいりますし、先ほども言いましたように、地元産品の販路拡大の場として捉えるという観点でいけば、当然ながらおっしゃいましたように木工品、これらも商品として完成ができればラインアップしてまいりますし、お米ですとか、先ほども言いましたお茶については、実はこれらを買っていただくためにメンバーズカードを考えついたわけでございますので、しっかりとその辺のラインアップをして、魅力ある商品群でもって寄附がまたいただけるようなふうにしてまいります。まだ案の段階できょうはお示しできませんが、今後決定してまいりましたらお示しをして御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

ふるさと納税とメンバーズカードについてですけれども、先ほどほかの議員さんからもありましたけど、村の商工・農林の活性化のためには、いろんな策を村長は出されていますので、総括的にやっていただくのが一番だと思いますが、私はこの2点について目をつけさせていただきまして質問をさせていただきましたが、メンバーズカードについては、こんな声があるのも確かなんです。メンバーズになっていた村外の方は5%引きで買えるのに、地元の方が買えないというのはどうなのという意見も聞いたんですが、それについては私も、とにかく村を知っていただく、村外から来て村の活性化のための事業やでということ、みんなに協力してくれということやっておるわけなんですけど、皆さんにこの辺は、半年たつて忘れられてしまうのでなく、いま一度宣伝をしていただいて、例えば職員の方が親戚の方に入っていただくのも一つの策でしょうし、私どもも親戚に紹介するのも一つの策でしょうし、いま一度このメンバーを、村民と同じぐらいの人数になるぐらいの勢いで目標を立てていただいて頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ありがとうございます。つちのこメンバーズカードは、今おっしゃったように、村の応援団を外につくっていくんだという思いで始めたことであって、村外の方とはちょっと区別をさせていただいて考えておりますので、おっしゃるとおりでございます。

村民の皆さんには、つちのこ商品券のプレミアムというのがございますので、またこちらで対応していただければいいかなと思うわけですが、このメンバーズカード、個人情報の縛りがございまして、村人会の幹部の皆さんが名簿が欲しいとおっしゃっても、なかなかそれを提供できないわけですが、このメンバーズカードに登録していただくことは、私の住所をそういったことに使っていないでもいいよという意思表示をいただく。このことによって、東京圏、中京圏、岐阜県、岐阜のはなのき会、こういったところでもまだ入ってみえない方々への情報も実はお届けをすることがで

きるようになってくるかと。そして、村人会をしっかりと運用していただきたいと思いますし、あわせて先ほども言いましたように、村の産品を買っていただき、村の応援団として、一つの集団として、いわば外に、今おっしゃったとおりの人口をふやすというような考えで、全くおっしゃったとおりの構想でスタートしたところでございます。御指摘のとおり、まだ宣伝が足りないと考えておりますので、新年度、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。以上です。

○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩としたいと思います。再開は50分からですので、よろしく願いをいたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（服田順次君）

会議を再開いたします。

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

防災と福祉について質問いたします。

今年度、他県では大きな災害が起こる中、東白川村は災害もなく、平和に過ごすことができました。しかし、災害はいつ起こるかわかりません。万が一に備え、村が防災に対し、いろいろな取り組みをされていることは、村民にとってとても心強いことです。

村は、国のニューディール事業にいち早く手を挙げ、今年度、役場、中学校ランチルーム、五加センターの3カ所の屋根の太陽光発電を設置しました。この蓄電池付きの太陽光発電は、災害等で停電した場合、電力を一時的に供給することができます。この事業のほか、地域防災の体制を強化し、人と人とのつながり、人の優しさのある東白川村だからできる地域防災のあり方、取り組みが、今後、村民の皆様から期待されるところであります。

東白川村が災害に遭った場合、村の中に避難所が開設されますが、避難所となる場所が安心・安全でなければなりません。そして、高齢者が多い東白川村は、特に防災と福祉は一緒に考えていかなければならない問題です。

そこで、現在、避難所となる場所は、福祉の面では整っているでしょうか。問題にしたいことは、特にトイレです。車椅子の方、足の不自由な方は優先して福祉トイレのある避難所へと今は対応ができていますが、災害はいつ起こるかわかりません。どこでも対応できるよう、避難所となる施設、公共の場所には福祉トイレが必要です。福祉トイレ、そして和式トイレから洋式トイレに修繕し、車椅子の方、足・膝の悪い方でも心配なく安心して避難所へ行ける環境をつくっていただきたい。さらには、村外の方が多く訪れる場所、利用される場所にも福祉トイレ、洋式トイレをぜひ設置していただきたいと思っております。

村民の方はもちろん、村を訪れる方々にも、防災、福祉に力を入れている村だと思っていただけるよう環境の整備をしていただきたいと思います。村長の考えをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

避難所や公共施設のトイレについての御質問でございます。

確かに今井議員御指摘のとおり、公共施設や避難所に指定している各地区の集会施設についてはかなり古い建物もあり、バリアフリーやユニバーサルデザインということからはほど遠い状況にあると認識をしております。そして、高齢化に伴い、こうした各施設が高齢者、障害のある方に優しいものでなくてはならないという思いも議員と同じであります。今後、新たな建設をする施設、例えば交流サロンですが、また大規模改修する施設、はなのき会館がこれに相当しますが、これらについては当然できる限りの配慮をし、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づくとともに、岐阜県福祉のまちづくり条例を参考にして事業を実施してまいりたいと思います。

また、本村の地域福祉計画や高齢者保健福祉計画に高齢者に優しい環境づくりを目指す努力を行う、このようにしておりながら、具体的な事業として取り組んでいるかという点については、なかなかそこまでいっていないという反省がございます。この反省のもと、各施設をバリアフリーやユニバーサルデザインの観点から点検と調査を行い、実情を報告したいと思います。また、この調査をもとに、高齢者に優しい住みやすい村づくりを目指して、改善計画を立てて、次年度以降できることから改善をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

今後調査していただけるということで、調査に基づいているんな村民の声も一緒に聞いていただいて、特に小学校の体育館ですが、正面玄関は階段です。小学校の体育館を利用された方はわかると思うんですけども、車椅子の方は入れません。トイレの場所も、男性の方はそんなに気にならないかもしれないんですけど、女性の方、トイレの入る場所が体育館にいる皆さんから見えることになってしまいます。場所とか、そういうところも村民の意見を聞いていただいて、改善していただきたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど答弁させていただいたように、バリアフリーの考え方がなかなか徹底していない。今御指

摘があった障害者の方に対する優しさ、階段なんかは、本当にその象徴的なことでございます。調査をして改善してまいりたいと思いますが、一遍に全部はできないかなとは思いますが、利用頻度の高いところから優先順位をつけ、また議員等の御指摘、それから御意見を伺って改善してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

先ほど言い忘れましたが、小学校の体育館なんです、外から入れないんです。体育館付近にトイレがないので困るという話も聞きましたので、できればその点も考えていただければと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

再質問のことは確かに承りましたので、検討させていただきます。

○議長（服田順次君）

次に、3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

きょうは、国の機関とのパイプ強化についてという質問をさせていただきます。

先日、議会で東京に勉強会に行つてまいりました。そのときに強く感じましたのは、国や官僚は、ただの仕組みというだけではなくて、血の通った人の集まりだということです。情報や通信手段が発達した昨今では、実際に足を運んでコミュニケーションをとるという機会がいろんな場面で減ってきております。ですが、それだけで本当に心の通った意思の疎通がなされているのでしょうか。地方創生がうたわれる今、国からさまざまな指示・指導がやつてまいります。しかしながら、それを発信している人たちが一体何を考えて、どんな思いでいるのかを確かめるためには、できる限り、人と人としてのつながりの中で、それを受けとめる必要があるのではないだろうか、そういう思いを強く勉強した機会になりました。

以前、村長に対しては、役場と村民であつたり村長と村民の間のコミュニケーションを大切にすることが村のためになるのではないかと質問をした折ですが、その重要性について村長からも前向きな御回答をいただき、実際に施策としてもさまざまな取り組みをなされたことは記憶に新しいところです。

そこで今回は、それを国と村、中央と地方に置きかえ、そのコミュニケーションを大切にすることが村のためになるのではないかという考えのもとで、次の問いかけをいたしたいと思つています。

村として、もしくは村長として、今後どうやつて中央とのパイプを密にしていくお考えでしょうか。できれば具体的な方策を含めてお答えいただきたいと思つています。

重ねて、予算案を提示していただく必要性から、次の点もお伺いします。

中央と村長、中央と役場職員がつながることはもちろん大切ですが、しかしそれだけではなくて、中央と住民であったり、ましてや中央と私ら議会においても、できる限り強くつながる必要性があると僕は考えますが、その点についてのお考えもぜひお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

中央とのパイプをどうやって太く密にしていくかという御質問であります。

就任以来、加茂郡の町村会、あるいは県の町村会、山村振興連盟、過疎地域自立促進協議会、道路関係の協議会等、さまざまな要望活動等に参加をしてまいりました。こうした団体の構成員としての取り組みのほか、今お話がありました、今回2月に議会の皆さんと一緒に実施をしました地元議員への要望活動、そして同席させていただいた議員研修等、私にとって初めての経験であり、大変勉強になった事業でありました。また、今回、フォレストスタイル事業で地域情報化大賞受賞が決まったことで、服田議長ともども総務省を訪問し、西銘副大臣、長谷川政務官を初めとして、総務省のトップの幹部の皆さんと面談することができました。そして、大変大きな成果を上げることができたと思っております。

さて、今後どうしていくかということですが、あらゆる機会を捉えて陳情や要望活動を実施していくのは当然であります。そこで中央という概念でございますが、地元の国会議員、各中央省庁は当然その範疇に入りますが、私はそのほかにも、全国的な規模で事業活動を実施している大企業も、情報収集や本村との交流事業を実施していく上では、議員の言われる中央の一部ではないかと考えます。幸い、そういう企業とのパイプを持つ職員も育てておりますので、今後とも一層活発にしていきたいと思います。

議員の皆さんにおかれましても、今回は総務省との勉強会でしたが、地方自治体と関係の深い国土交通省や厚生労働省、教育の分野では文部科学省などへの講師の派遣などをお願いしていけると思いますので、活発な計画をしていただけるとありがたいと思います。そういった場合に、担当課の職員も同行して勉強していく姿勢が必要かと思えます。このような事業を計画されれば、予算化について提案をしてみたいと思っております。また、国・県が行います研修等にも積極的に職員を派遣していく必要性もあると考えます。

もう1点、中央と住民のつながりの強化については、商工会や森林組合等、各事業団体、全国組織があると思いますので、それぞれの団体で活発に行われることは望ましいことであると思います。村としては、美しい村の全国大会への参加について一定の助成を行い、参加者を募る予定であります。情報収集や交流の場を広げていただきたいと思いますと考えております。

次に、新しく参加を予定しております全国村長サミットや全国木のまちサミットについてですが、こういった行事には中央の省庁の役人や大学の先生、NPOの代表、企業の経営者など、非常に多

くの参加者がいます。こういったところに議員の皆様や住民の皆様とも一緒に参加する、こういうことによって交流のパイプも太くなっていくのではないかと考えております。こうした費用に対する予算を惜しまずに予算化していきたいと考えております。

また、中央とのパイプを強くするためには、地方からの情報発信も大変重要であり、今後、ホームページの活用やマスコミへの情報提供などを強化していく必要があると考え、そのようにしてまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

中央については、実は先ほどの議員の研修会と言いましたけれども、村長の御返答にもありましたように、同行していただきまして、同じ日程をほぼ村長ともともにしていただきましたので、同じ思いを感じられたということが今の答弁の中でも伝わってきました。

それと、さすがに僕も、民間と中央という言葉は使っていましたけれども、逆に行政が中央にいる民間とつながってこうという新しい発案というか、着眼点をいただいたことは非常に感銘しまして、その点も特に今後も進めていっていただきたいなあと思いました。

ただ、先ほど説明の中にいろいろ出てきました、それぞれの市町村も同時に行っているやつにも積極的に参加していますと。そこまで確かにコミュニケーションをとるという意味においては非常に大切ですので、継続してやっていただきたいですが、こんな言い方は失礼かもしれませんが、こういう小さい村ですので、中央からちょっとだけ特別扱いをしてもらうためにはどうしたらいいかということも今度視野に入れますと、ほかの市町村がやっていないことをいかに探し出して中央とつながっていくかなんていう観点を大事にしていきたいと思えます。そのためにも、先ほど村長が申されておりましたように、総務省のほうからこのたび表彰を受けることになったことを一つのはしごとしまして、ちょっとその辺で挨拶回りしてきましたよというような報告がありましたように、今後もそういうことがありましたら、できる限り大げさに捉えていただいてやっていただきたいという気持ちを実はこっちも持っております。

そこでちょっと御質問したいんですけれども、先ほど表彰の話が、今度3月6日にあります卒業式の折に、本来でしたら卒業式に村長が出ていただく予定の行事を、あえてそれを中央の表彰のほうに力を向けられて迎えられるということです。実は卒業式というものも大切な行事ですので、あえてなぜ中央を選ばれたという思いの決意の部分と、それからもう1個質問したいことがあります。実は、こうやって伸び伸びと中央とつながっていく、予算を中央とのパイプに使おうとすると、村民の理解をどうやって得ていくかということが大切になってくると思えます。そのために、中央に振り向けるエネルギーと同じようなエネルギーを逆に残していく、地元にもエネルギーを振り分けていただきたいと思えます。たまたま近いときにある3月6日の村長の動きに対して、中央に向け

た村長の思いと地元に残していく思いがどういうバランスをとってあるかということをお返事いただければありがたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、議員から御質問がありました3月6日に有明アリーナで、この地域情報化大賞の表彰式と、ICTを活用した地域振興策の事例発表という、セミナーじゃなくて発表会のような事業が組まれておるという連絡が来まして、今、議員がおっしゃったように、卒業式の当日でございましたんで非常に悩みました。私も村長として初めて送り出す中学3年生の卒業生に、応援と、そして村民の皆さんを代表してのお祝いをやるのが村長の責務であろうということは十分思っておりましたので、大変悩んだわけですが、結論としましては、中央とのパイプをせっかくつなげるチャンスでありますし、東白川村の名前を、当日、報道機関も来ておりますので、全国に発信できる貴重な機会でございますので、そちらをとることにいたしました。

今、質問がありました村民の皆さん方にどういう説明をするのかということでございますが、これについては、実は中学校のほうへお願いをいたしまして、きのう、3月2日に、全校朝礼というのが月に1回あります。これに時間をとっていただきまして、8時にお邪魔をいたしまして、全校生徒の前で私の3年生に対する卒業のお祝いと、そして私のメッセージですね。チャンスを捉えてチャレンジしなさい、あるいは体を大切にしてくださいと、このようなメッセージを自分の言葉で伝えたかったので、そういうお話をしてまいりました。もちろん中学生にも、なぜ6日に来られないかというわけも御説明をして御理解いただけたかなあと考えております。

大変喜んでいただきまして、感動して帰ってまいりました。一緒に記念撮影もしていただきましたし、何と中学3年生だけ残りまして、私が1人観客で合唱をしてくれました。これは大変心が温まる機会でございますので、村長として大変うれしかったという思いで御紹介をさせていただきます。

このように、今回はたまたま日程が重なってしまったために、卒業生を送る会に、卒業式に出られないので、メッセージとしては代理の参事に出席をしてもらって、私の今言いました思いをしっかりと祝辞としてお伝えすることもしますが、事前にそういった形で3年生に生の声でお祝いをしてまいりましたことを御紹介申し上げます。

6日のことについては、そういう対処をさせていただきました。今後とも、今、議員御指摘のとおり、中央に対して情報発信をしていくことは非常に大切だと思います。そして、中央の方々も、こういった山村はどうやって頑張っているんやということを知る機会が少ないので、こちらからお話をするとうれやられる。これは議員の皆さんと一緒に、3町村の議員研修でお呼びした総務省の高橋課長補佐さんでしたか、こちらのお話の中でもそういうことをしっかり言ってみえました。こういった機会を捉えて、ぜひとも村の情報を発信することが、やがては東白川村の利益につながるという判断をして、6日の日には東京のほうの、表彰式だけなら代理でもいいと私は思っております。

したんですけど、その後にセッションがあって、私が生で今の取り組みを説明したり、村の現状、ICTに関して地域がこれからどうやっていきたい、こういったことまで多分発言する機会が得られるということでございましたので、そちらを優先して出席するというにいたしましたので、御報告と御了解をいただきたいかなあとと思います。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

村長として中央に対して行くことに、住民から強い賛同を得て行くという姿勢がよくわかりました。

それで1回目の質問に入れておりました議会に対する理解をいただきたいということについて、ちょっと僭越ではございますけれども、議会としてもこれからも何回も出ていきたいと。そのために、議会なので勝手にやればいいじゃないかではなくて、なぜこの質問を村長に投げかけたかと申しますと、御存じのように、議会が出ていこうとしますと予算をつけていただかなければなりません。議会が議員のために予算をつけると、必ず住民のほうから、ちょっと議員のためにお金を使い過ぎじゃないかと、どうしてもそのような意見が出てしまう可能性があります。もちろん議員として、私たちも当然払拭する責務はあるかと思えます。ですが、議員が出ていくお金が高いと言われるような状態というのは、住民に対して日ごろの予算が十分使われてないという、その裏返しではないかと、逆に村長に対して問いかけをするための課題です。ですので、議員がもし必要ないというんでしたたらいいです。でも、外へ出ていくことも必要だということを村長がもしお考えがありましたら、できればそれは十分住民の理解が得られるように、住民に対して使われる予算のあり方も、きちんとバランスがとれた予算を使っていたいただきたいと思えますので、最後、これについてのお返事だけいただけたらと思えます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほど答弁でも少し触れましたように、今回の議員研修、非常に有意義であったと思っております。先ほどもちょっとお話ししましたように、ほかの省とのやりとり、これからも期待をしたいと私も思っております。

今、議員が御指摘されたように、ああいった内容の勉強は絶対に無駄な予算ではないということをお話したいと思えますし、自信を持って予算を提案して御決定いただければ、活発な議会活動をこれからも一緒になってやっていきたいと思えますので、重ねて言いますけれども、こちらから情報を発信していかないと、中央もこちらを向いていかないと一面もございまずので、村づくりに対して一緒になって活動してまいりたいと思えますので、今後とも御協力をお

願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここでCATVの職員の退場を求め、暫時休憩とします。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第10号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第2号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

記1. 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第8号）（別紙）。

2. 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）（別紙）。

3. 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（別紙）。

1枚おめくりをいただきまして、専第10号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。

平成26年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,444万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成26年12月22日、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入歳出の朗読を省略し、5ページの補正予算事項別明細書、総括の朗読も省略させていただき、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

18款1項1目繰越金、補正額150万円、前年度繰越金でございます。

3. 歳出。

8款2項1目、道路橋梁費、道路橋梁維持費、補正額150万円。14節の使用料及び賃借料で、道路橋梁維持事業の道路維持管理関係機械の借上料ということで、12月中・下旬に降雪に伴う除雪対策費用としてグレーダー等の借り上げに要した費用を専決処分するものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

専第1号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）。

平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,550万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年1月26日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正及び5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページから説明をさせていただきます。

歳入。

3款1項1目繰越金、補正額が200万円、前年度繰越金でございます。

歳出。

3款1項1目施設維持管理費、補正額が200万円。これは11節の需用費で、施設修繕料ということで200万円を上げております。これは、昨年12月に配水管の亀裂によって漏水をするという突発的な事故が3件発生しております。この場合は未執行分の修繕費を巻きかえて対応させていただきましたが、ことしに入りまして1月にも1回、親田で突発的な漏水事故が発生いたしました。この時点で修繕費のほうが予算不足ということになりましたので、ここで専決をさせていただきました。

内容につきましては、巻きかえました修繕の分70万円、親田で新たに発生した修繕料が30万円、今後新たに発生が予測されるであろう修繕費を100万円、合計200万円ということで専決処分をさせていただきます。

簡水の専決処分につきましては、以上でございます。

続きまして、専第2号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成27年1月26日、東白川村長。

1. 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

次のページへ参りまして、東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

ここで新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず1ページ目でございますが、入居者の資格としまして第4条の2項により、現行では世帯主

が満45歳未満であるということと、村長の特認事項を設けておりましたが、これを改正では世帯主が50歳未満ということに年齢を引き上げております。また、村長の特認事項につきましては削除とさせていただきます。

それから次、5号につきましては、その入居者に配偶者があることという条件がついておりましたが、これにつきましては親族も含めるということで、改正後に追加をしております。

それから第5条、入居の期間でございますが、現行では入居期間は10年としまして、そのたった時点で世帯主が45歳未満の場合はまたはというところの年齢を4条の関係で50歳ということに改正するものでございます。

なお、専決により改正を行った理由につきましては、1月21日の総務常任委員会で説明してありますので、省略をさせていただきます。

条文のほうへ戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

#### ○3番（桂川一喜君）

先ほどの定住促進住宅についての条例の改正ですので、当然認めた後の話ですからあれですけども、ちょっと伺いたいことがあります。この条例文が直ることによって何が変わったかといいますと、入居時の資格については、もともと村長が許せば何でもいいということでしたので、それを募集の段階からきちんと枠を広げることが今回の趣旨だったと伺いましたので、当然わかりました。

実は、今後のことをちょっと伺っておきたいんですけど、募集の枠が広がってきますと、応募をする人数がふえてきてしまう、当然ふえなきゃ意味がないのでふえてきますが、本来でしたら入居したいという人をどんどん入れながら人口をふやしていくのが村の趣旨であろうかと思っておりますけれども、住宅には限りがありますので、こういう募集をかけてどんどん応募を広げていってしまったときって、もしかしたら住宅に対して十分じゃない人数が応募されてきたときに、どういう形で今後処理されていくのか、現状どういう形で処理されているのか、その辺をわかりやすく説明いただければと思います。

#### ○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

人口を増加したいというのは、みんな同じ思いでございます。そのために、12月の定例会で桂川議員からも御質問があったように、住宅をしっかりと整備することも大事な要件ではないかとい

う認識、そのときにお答えしたとおりでございまして、今回もたまたまそういった方が、応募したいのにも、この縛りにひっかかるということではいかんかなということで、専決で改正をさせていただいて、公平な法律に反しない申し込みをしていただく、このようにしたわけでございます。

たくさんの申し込みがあって、困ったなあというぐらいになると本当にいいと思いますが、これからは、今年度、定住促進住宅を新たに設けるという予算を提案してないわけですが、古い住宅の改修、あるいは廃棄、そういったことも一回しっかりと計画を立てて、何年度に何棟ずつふやしていくという計画を持って人口増加策の政策にしたいと思っております。

今回のところでは、たまたま空家の登録があった住宅について、これをリフォームハウスとして村が取得して、住宅をお求めの方に提供ができないかということをおもひまして、今、その交渉をやっておりまして、おおむね了解が得られましたので、新年度になりましたら改築をして入っていただけるような状況にしたいと思っておるのが1棟ございます。これ以外にも、後回しにしました五加地区での1棟の定住促進住宅は28年度に建設をしたいというふうを考えておりますし、村有地の空き地で住宅が建てられるようなところについては、子育て支援住宅というような名前を総合計画に上げておりますが、ある程度いろんな縛りがない形で、帰ってきて子育てをしていただけるような環境をつくるために調査して計画を立てたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

最後に説明がありました道路維持管理の150万の件ですけど、除雪、大雪のための措置ということとであります。この間、国のほうでは、4年連続の大雪で交付税を前倒しとか、発するというようなことも報道されておりましたけど、村はその対象にはなっているのか、なっていないのか、その辺をお聞きします。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

交付税ですが、特別交付税のほうで、よその町村が大変要るということで、東白川村も3月分のうちから1,900万前倒しいただきました。ただ、うちの場合は除雪で1,900万もありませんので、ほかの事業も含めて1,900万という金額になっております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

私が今ごろこんなことを聞いてはいかんかもしれませんが、除雪に関して建設業者にお任せして

みえるんですが、除雪の機械として、グレーダーとショベルカーで除雪しますけれども、その単価は違えてあるのか一緒なのか。時間的に、グレーダーは一発でかいていきますが、ショベルカーは何往復もしてくれます。そういう関係で、その辺はどういうふうになっているのか。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

今、7番議員さんの質問ですけれども、ショベルカーとグレーダーは単価が違うのかというお話でした。村の場合、県と同じ単価を使わせていただいて、基本的にはグレーダーの単価、それからショベルカーの単価は違います。グレーダー、今言われましたように、きれいに1回でかけますし、ショベルカーはどうしても時間がかかるということで、かかった時間で支払いをしておりますので、公平に、業者が必要な時間だけ申請をして、その分について支払いをさせるということになっております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第10号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第2号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで3件について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第10号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第2号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで3件は、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、過疎地域自立促進市町村計画の変更をいたさせていただきます。区分と変更欄について御説明を申し上げます。

4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について。変更欄、事業名、高齢者福祉施設その他、事業内容、高齢者交流サロン整備事業、事業主体、東白川村。高齢者交流サロンに過疎債を充当するために、年度末の実績に調整する内容で、今回変更をさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第2号 東白川村第5次総合計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

議案第2号 東白川村第5次総合計画の策定について。東村議会の議決すべき事件に関する条例

に基づき、別冊のとおり東白川村第5次総合計画を策定しようとする。よって、同条例第2条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

第5次総合計画の別冊につきましては、さきの全員協議会に提出をさせていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

計画の内容につきましては、基本構想の計画期間を平成27年度から34年度までの8年間としまして、計画の構成につきましては、第1章から第4章までの構成となっております。

第1章では、村の将来像を豊かな自然と美しい景観に包まれて、人が輝く地域力のある村、東白川と定めております。第2章は村づくりの進め方を定めまして、第3章は政策大綱として政策の体系を定めさせていただきます。また、第4章には、基本構想、基本計画、実施計画の管理方針を定めております。

以上が基本構想の内容ですが、詳細につきましては、さきの全員協議会で説明をさせていただきまして、省略させていただきます。

なお、議決事項ではありませんが、基本構想に基づきまして政策・課題ごとの基本計画の前期4年分を別途作成しておりますので、あわせてよろしくお願ひをいたします。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

**○3番（桂川一喜君）**

もしかしたら勉強不足であるという指摘があったら申しわけないですけど、今回、議決が必要だということで議決をしますが、議会が一体全体この5次総に対して、どこまでが議決としての責任を負うことになるかということですけど、文章的な中身の全て一字一句までの責任を負うとか、その辺がどういうふうに解釈をして、この議決を迎えればいいのかということをお願ひしたいと思ひます。

**○議長（服田順次君）**

会計管理者 安江誠君。

**○会計管理者（安江 誠君）**

文章的なというよりは、これから村がどちらの方向に向かっていくのかという目標、概念という点をまず1点、議決事項として捉えていただければと思ひますし、あとは基本的な村づくりの政策大綱、にぎわい、住みよさ、優しさ、誇りというような方針の部分を、こういう方向で、こういうやり方で進めていくというコンセプトの部分について御議決をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

**○議長（服田順次君）**

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

結局、もう一回聞き直さなきゃいけないんですけど、文言ではないと言いながらも、結局はビジョンの部分をお認めいただきたいということは、概念は認めて、その概念というのは議会として完全に承認したものとしていくものか、この5次総という仕組みの存在ぐらいは認めるけれど、中身については今後も随時考えていけるという意味なのか、その辺の曖昧な部分がまだ納得がいてないんですけど、ちょっとお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

今、議決の範囲といいますか、議会が議決した以上どこまで責任を持つかということについての御質問かと思いますが、今まで御説明してきたように、いろんな活動を行って今日に至って、それぞれの御理解がいただけたということで提出をした基本構想でございます。この部分については、共通の認識を持ってこれから村づくりを8年間進めていきたいと思いますということでございますので、言葉であらわしてはあります。当然ながら言葉であらわさないとわからないわけございまして、例えば第1章で、村の将来像についてはこういうコンセプトですよということでございますし、その目的を達成するための進め方について、第2章で官民協働による村づくりを行いますよと、こういったことを基本方針としてお認めいただいて、一緒になってやっていくということでございます。

また、政策大綱については、先ほど会計管理者が説明したとおりでございますが、4つの柱で分野を捉えて、それぞれの基本計画、そして実施計画をつくってやっていきますよということの大枠として捉えて議決をいただいて、行政はこれからいろんな計画を立てるときに、この計画に沿ってやっていきますので、そのことについて議会も同意をしておるよという議決であるという理解をしていただきたいと思います。

また、タイムスケジュール的な第4章のところについても、この前説明したとおりございまして、こういった形でそれぞれ毎年スクリーニングをしながら実施計画を定めていきますよということになってまいりますので、この中身については、当然、時代の変更ですとか、皆さんの御意見とか、いろんな環境の変化等によって変わってくることはありますので、そこまで今から決めてしまうということではございませんが、この8年間の村づくりの方向性について議会の御同意をいただきたいと、議決をいただくという議決だと思います。納得いただけないかもわかりませんが、議論がどこにあるのか、私の今の回答では足りないのかな。再質問をもう一回お願いします。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これって議長に伺ってもいいですか、質疑として。それはあり得んですか。

どういふことを聞こうとしておるかということのを伺いますけど、議長は議会のトップとして、今の村長の意見に対して、実は議会がここまで責任を持ちますという思いを、議長としてはどう考えているかということ聞きながら、最後の採決に臨みたいとは思うんです。結局、村長はこういう思いで受けとめるとは言っています。でも議決をやった以上、最終的に議長に、議会としてはここまで認めたという最終、リーダーとして責任を持っていただきたいですので、何となくわかりませんか。これを議長に対して質疑を加えていいのかどうかちょっと疑問ですけども、その判断から含めて、この質疑が妥当かどうかということの判断を含めて述べさせていただきます。

○議長（服田順次君）

今の御質問ですけども、議会は合議制ですので、当然ここで採決をとらせていただいたときに多数であれば、その時点で議会が認めたということであります。ですから、執行権者である村長が提案されたものに対して、議会がどの範囲内で認めるかということについて、ここで決をとらせていただくというのが議会のあり方だと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 東白川村第5次総合計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 東白川村第5次総合計画の策定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、お昼をとりたいと思います。午後の開会は1時からとしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

午前中に引き続き、会議を開きます。

◎議案第3号から議案第11号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第11号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9件を関連があるため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

#### ○総務課長（安江 宏君）

議案第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について。東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例。

東白川村議会委員会条例（平成4年東白川村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項次表中、産業建設常任委員会の所管事項の欄、「産業建設課」を「建設環境課、産業振興課」に改める。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。

議会委員会条例の新旧対照表。

第2条は次ページで説明させていただきますので、第19条について、委員会に出席説明の要求をする場合に、委員会は審査または調査のために、村長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員の代表、委員並びに委任または囑託を受けたものに対して説明のために出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならないというふうに定められております「教育委員会の委員長」について、地方教育行政組織に関する法律の改正に伴いまして「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

次ページで、先ほどの常任委員会に所管する業務で、総務委員会は従来と変わらないわけですが、産業建設常任委員会につきましては、現行、「産業建設課」に関することというふうになっておりますのを、今回、「建設環境課、産業振興課」に改めるものでございます。

改正議案のほうへお戻りをいただきたいと思います。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置2. この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の東白川村議会委員会条例第19条の規定は適用せず、従前の東白川村議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有するというので、新制度によります教育長誕生前においては従前のとおりというふう経過措置を設けるものでございます。以上でございます。

次に、議案第4号 東白川村課設置条例の全部を改正する条例について。東白川村課設置条例の全部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村課設置条例の全部を改正する条例。

東白川村課設置条例（平成20年東白川村条例第11号）の全部を次のように改正する。

第1条、設置。東白川村（以下「村」という。）は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。総務課、村民課、次に建設環境課、産業振興課を置く。

第2条、事務分掌。各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課、1. 議会及び村の行政一般に関すること。2. 儀式及び表彰に関すること。3の条例、規則等の制定、改廃及び公告式に関することから、16号の情報公開及び個人情報保護に関することは現行と同じでございますので、この後に地方教育行政の組織・運営に関する法律の関連で、17号、18号が新たに加わることになりました。19号で、その他他課に所管しない事項に関することを総務課の範疇とします。

2. 村民課には現在分掌されています関係係に属するものを除き、第1号の戸籍、住民基本台帳その他住民の身分に関することから、8号の介護保険事業に関することについて分掌することとし、3. 建設環境課につきましては、今回、新しく建設環境課を置き、環境係に属する事務第1号、村営住宅に関することから、第5号の簡易水道、下水道及び浄化槽に関することまでを加え、現産業建設課建設係に属します6の道路、河川及び砂防に関することから12の農業土木に関すること、13の建設環境課の所管に属しない建設工事の設計監理に関することとあらし、事務を分掌することとします。

4. 産業振興課、現在の建設環境課を廃止し、新たに産業振興課を置き、現在の農務係に属する事務第2号の農業委員会に関することから、第2号及び現在の林務商工係に属する事務第3号から第8号の村有林及び分収林に関することまでに加えまして、今回、9号の地域ICT活用モデル構築事業に関すること、10. フォレストスタイルに関すること、11号の地域おこしに関することを加え、定めるものとします。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するというので、1課を廃止して2課を設置するものと、その課の事務分掌を規定するものでございます。以上です。

#### ○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

#### ○教育課長（伊藤保夫君）

議案の説明をさせていただく前に、これから第5号から11号まで説明させていただく議案並びに総務課長が説明しました3号、4号につきましては、12月の議会全員協議会の折に説明させていただきました地教行法の一部改正による法律によりまして新教育長が設置されるということ、その教育会議が4月以降に設置されてという関係によりまして条例の一部改正並びに制定及び廃止ということでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第5号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「村長の給料の額」を「村長及び教育長の給料の額」に改めるものでございます。これにつきましては、新教育長の職が新設されることに伴いまして、村長の諮問に応じまして特別職の報酬等の額を審議されるために設置されております特別職報酬等審議会について規定した条例に、今回、新教育長の規定を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表の5ページのほうを見ていただきたいと思います。

ここでは所掌事項第2条とありまして、村長は、議会の議員の報酬の額並びに村長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものであるというところの、議会報酬の額並びに村長のところに「及び教育長」を追加するものでございます。

それでは、改正条例のほうへ戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置、この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の東白川村特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、改正前の東白川村特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。これにつきましては、新教育長ができるまでは従前の例でいくというものでございます。

続きまして、めくっていただきまして、議案第6号 東白川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について。東白川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

めくっていただきまして、東白川村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。

(この条例の目的) 第1条、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除) 第2条、教育長は、次の各号1に該当する場合においては、あらかじめ教育委員会またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。1. 研修を受ける場合、2. 厚生に関する計画の実施に参加する場合、3. 前2号に規定する場合を除くほか、村長が定める場合でございます。

これについては、旧教育長は一般職の職員と同じく地方公務員法の職務専念義務が適用をされるわけですが、新教育長は特別職となりますので、同法の適用から外れまして、新法の11条第5条に定める職務専念義務の規定が適用されます。新教育長の職務専念義務の免除について、一般職とは根拠法が異なるということで、別途この条例を制定させていただくものでございます。

戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置2. この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例による在職する場合においては、この条例の規定は適用しない。前と同じことでございます。

1枚めくっていただきまして、議案第7号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

おめくりいただきまして、東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例。

東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例は廃止する。

これについては、新教育長は特別職の常勤職員となることによりまして、旧教育長については教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴いまして、同法の規定により制定されました旧教育長の給与等に関する条例を廃止する必要があるということから、この条例を廃止するものでございます。

戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置2. この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による廃止前の東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の規定は、なお効力を有する。

これについては、現教育長がまだ4月以降も在職する予定ですので、従前の規定は効力を有するというものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、議案第8号 東白川村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について。東白川村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

おめくりをいただきまして、東白川村教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例。

趣旨、第1条、この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

勤務時間その他の勤務条件、第2条、この条例に定めるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件は一般職の職員の例による。

これにつきましては、旧教育長については、先ほどと同じように、特別職の常勤職員となるということで、旧教育長の職は廃止されまして、旧公務員法の適用を受けなくなったことに伴いまして、勤務条件等を定めた条例を上記のとおり廃止するものです。新教育長につきましては、具体的な事務の執行を行うことを鑑み、常勤とすることになっておりまして、勤務時間中の職務専念義務が課されることが法定化されております。これによって、法律の根拠はございませんが、具体的な勤務時間についての規定を置き、これを特定する必要があるということから、新たにこの教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を制定するものでございます。

それから、お戻りいただきまして、附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置2. この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この

条例の規定は適用しないというものでございます。

おめくりいただきまして、議案第9号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

おめくりをいただきまして、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。3. 教育長。

別表に次のように加える。教育長、49万8,000円。

それでは、新旧対照表の7ページ、8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

ここでは趣旨及び適用範囲ということで、第1条で、この条例は、地方自治法第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員の受ける給与についてを定めてございます。現行は、1. 村長、2. 固定資産評価員とありますが、そこに3の教育長を追加するものでございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、別表1でございまして、これにつきましても現行が村長の区分、固定資産評価員の区分ということで、それぞれ給料月額が載せてありますが、固定資産評価員の後に教育長を加えて、給料月額49万8,000円を加えるものでございます。

それでは、改正条文のほうへ戻っていただきまして、附則、施行期日1. この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置2. この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条及び別表の規定は適用せず、改正前の東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第1条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

#### ○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

#### ○総務課長（安江 宏君）

議案第10号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年東白川村条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「22. 教育委員会、委員長、その他の委員、月額2万7,000円、月額2万2,000円」を「22. 教育委員会委員、月額2万2,000円」に改め、48. 子ども・子育て会議委員、月額2,000円の項の次に次の1項を加える。49. 結婚相談員、年額4万円。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表ということですが、現行、22号、教育委員会のうち、教育委員長、月額2万7,000円、教育委員会委員、月額2万2,000円とあるのを、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に従い教育委員会委員に改め月額2万2,000円とする。

次に、48号の子ども・子育て会議委員の次に、新年度から結婚相談員を設置する関係で、49号に結婚相談員を定め、年額4万円を追加するものでございます。

改正案のほうにお戻りをいただきたいと思います。

新年度において結婚相談員を設け、人口対策の一助として結婚相談活動を推進しようとするもので、報酬額を定める改正を提案させていただくものでございます。

附則1. この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置2. この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1第22項の規定は適用せず、改正前の東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有するというもので、従前の例によるものでございます。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

#### ○教育課長（伊藤保夫君）

1枚めくっていただきまして、議案第11号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。8. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第5項の規定により、意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者でございます。

それでは、新旧対照表の11ページのほうをごらんいただきたいと思います。

ここの11条の2でございます。証人等の旅費というところで、第3条第4項の規定により証人等に支給する旅費は、他の法令または条例に別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対し、1級の職務にある者の額に相当する額とするということで、現在、1号から7号まで支給されておりまして、8号のところ、前各号に該当する者を除くほか、公務の遂行を補助するため、村の機関の依頼または要求に応じ旅行した者または村費を支弁して旅行させる必要があるというのが8号のほうにございますが、その8号を9号といたしまして、8号として今回、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第1条の4第5項の規定により、意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者を規定するものでございます。

それでは、改正条文のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

ただいま機構改革で産業建設課が2つに分かれたということで、そうしますと今度は係と、それから職員の数がまたどうなるのかというのをちょっとお伺いします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

現行の係の者が係として異動する組織としての動きになるかと思いますが、機構改革にあわせて、村長の思いもございまして人事異動も予想されます。それと、村長の思いで係内の構成について異動される場合もありますので、今この場ではっきりこういう数字ということは申し上げられませんので、御容赦いただきたいと思います。

基本的には、今、事務的には、現行の係の者が新しい課の係として配属されるというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてから議案第11号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例についてから議案第11号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第18、議案第12号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第12号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例について。東白川村職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村職員定数条例の一部を改正する条例。

東白川村職員定数条例（昭和35年東白川村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

めくっていただきますと、定数がこの表のとおりとさせていただきます案でございますが、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

13ページになります。

第2条に職員の定数は次の表に掲げるとおりとするということで、現行、1. 村長の事務部局、それから5の教育委員会の事務部局、それから7の教育委員会の所管に属する学校その他の事務部局、それから合計、この欄について今回、改正がございますので、御説明を申し上げます。

一般職員の定数で村長の部局57を56に、内訳の本庁の次、国保診療所職員17人とあるのを16人、合計の数57人を56人に1名減をするものでございます。

次に、5. 教育委員会の事務部局、定数で5とあるのを6に改め、合計数で6を7に改めるものでございます。1増は子育て支援係を意味します。

それから、7で教育委員会の所管に属する学校その他の事務部局で、単純労務職員で定数に学校職員1人がございますが、これを削除し、合計の欄7人を6人とするものでございます。

したがいまして、合計の欄で一般職員の定数70人はそのまま、単純労務の職員2人を1人に減じ、総数で1名を減ずるものでございます。

改正案のほうへお戻りをいただきたいと思います。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、御提案申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第12号 東白川村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（服田順次君）

日程第19、議案第13号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

##### ○総務課長（安江 宏君）

議案第13号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例について。東白川村行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村行政手続条例の一部を改正する条例。

東白川村行政手続条例（平成9年東白川村条例第3号）の一部を次のように改正する。

文言の改正で、「名あて人」を「名宛人」、漢字の表記とします。

次に、第33条第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項として次の1項を加える。

2. 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、村の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならないということで、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず名宛人の文言の修正につきましては、改正前、第2条第5号、それからロ、ハ、それから第3条の5号。6号については、かかわるの漢字の表記でございます。

次に、16ページのほうへ行っていただきまして、第4条の1行目にございます。それから13条、13条の第2項第5号、それから次のページへ行っていただきまして、14条の第2項、第15条第1項、

それから第3項、第22条第3項、18ページの第28条の第1項にございます文言の修正を行うものと、先ほどの第3条第1項に、次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章とあるのを第4章の2と改正するものでございます。

次に、第33条でございます。行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任を明確に示さなければならないとあるのを、第2項を設けまして、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、村の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならないということで、1号から第3号まで定めております。1号では根拠となる法令の条項、2号では規定する要件、3号で要件に適合する理由を示すということになります。

第2項を設けた関係で、第3項にあります「前項」を「前2項」に改めるものでございます。

次に、第34条の次に、行政指導の中止等の求めということで第34条の2を設けます。これにつきましては、相手方が行政指導を受ける場合に、要件に適合しないと思料するときは、村に対してその旨を申し出て、行政指導の中止または措置をとることを求めることができるということを加えるものでございます。ただし、この際には、行政側が相手方に対して弁明、意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでないという定めでございます。

第2項で、前項の申し出は、申出書を提出しなければならないということ。申出書の記載事項につきましても、第1号から6号までございまして、氏名、住所、2号は行政指導の内容、3号につきましても根拠とする法令の条項、4号につきましても要件、5号につきましても要件に適合しないと思料する理由、6号でその他の事項ということでございます。

第3項を加えまして、村の機関は、申し出があったときは必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

次に、4章の2、処分等の求めの項を設け、第34条の3とします。何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分、行政指導がされていないと思料するときは、村の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分、行政指導を求めることができる条文でございます。

第2項は申し出について規定するもので、申し出は申出書をもってしなければならない。申出書の内容につきましては1号から6号に定めるもので、氏名、住所、2号については事実の内容、3号については行政指導の内容、4号については根拠となる法令の条項、5項については行政指導がされるべき理由、6号についてはその他の事項ということでございます。

第3項、村が申し出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要があるときは、当該処分または行政指導をしなければならないというふうに定めるものでございます。

本文のほうへお戻りをいただきたいと思います。

附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例について採決をします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号 東白川村行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（服田順次君）

日程第20、議案第14号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 樋口章久君。

##### ○産業建設課長（樋口章久君）

議案第14号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

めくっていただきまして、東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表に掲げる率を乗じた得た額以内」とあるうち「以内」を削除し、第2項の別表を次のとおり改める。

新旧対照表21ページをごらんいただきたいと思います。

分担金の額を求める条例でございます。第3条のところに分担金の額というふうでございます。それぞれ別表に掲げる率を乗じて得た額以内という条例でございます。不明確な文言のやり方があって、補助事業ですと補助金を差し引いた額を分担金として徴収する、その以内の額を徴収するというものでございましたけれども、今回はその率を明記しまして、その率を掛けた額を徴収することに変更したいというふうに思っております。

資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

23ページから改正後の案を上げておりますし、27ページの途中から現行を上げております。見比

べての話になります。事業の種類、1の1、農業基盤整備事業、団体営土地改良事業、圃場整備事業につきましては100分の40を100分の5、農道整備事業を100分の15を100分の10、かんがい排水事業100分の40を100分の10、県単独土地改良事業、圃場整備事業を100分の45を100分の20。

飛ばしまして、25ページになります。1の2、村単独農業基盤整備事業の村単独農地造成事業でございます。100分の50を100分の20に、農村環境整備事業、畜産環境整備特別対策事業、基盤整備事業を100分の20を100分の10、周辺環境整備事業100分の20を100分の10、林業基盤整備事業、林業構造改善事業、林道整備事業を100分の46を100分の10、公共林道整備事業、林道開設事業を100分の32を100分の10。

26ページへ行きまして、林道改良事業100分の50を100分の10、林道舗装事業100分の50を100分の10、県単独林道整備事業のうち林道開設事業を100分の50を100分の10、林道改良事業100分の50を100分の10、路面整備事業100分の70を100分の10、村単独林道整備事業、1件10万円以上の林道崩土除去事業100分の50を100分の15とするものでございます。

改正条例のほう戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第21、議案第15号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 樋口章久君。

○産業建設課長（樋口章久君）

議案第15号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例について。東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

めくっていただきまして、東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例。

東白川村エコトピア住宅条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中の表を次のとおり改める。

新旧対照表の33ページをごらんいただきたいと思います。33ページ、34ページになります。

34ページに改正案、35ページに現行という形になっております。

エコトピア住宅の大明神1号、これは大明神のオレンジ住宅ですけれども、あそこでございます。藤原さんが入居してみえまして借家でしたけれども、買い取るようにされたということでございます。エコトピア2号は、その隣でございます。大明神の岡本さんが入っておみえになります。それから、エコトピアの3号につきましては、桂川耕作さんのおうちの下の田中さんの住宅でございます。この2つについては、残債の完済が済んだということで、個人の持ち物になったということで、この3件につきまして削除をするというものでございます。

改正条例のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 東白川村エコトピア住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号から議案第18号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第22、議案第16号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてから日程第24、議案第18号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を関連があるため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第16号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

次のページに参りまして、東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例。

東白川村営住宅条例の全部を次のように改正する。

新旧対照表の37ページをごらんいただきたいと思います。

まずこの改正の趣旨ですが、当条例は公営住宅法に基づき、村が管理する村営住宅、共同施設、その他住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでありますが、公営住宅法により設置した住宅は木曾渡住宅6戸のみであり、他の30戸余りはその他住宅となっております。本来の公営住宅は低所得者向けに賃貸する住宅でございまして、このためその他住宅にはない所得の上限基準等の制限があり、またその他住宅にある住民基本台帳への登載義務がないといったことなど、管理上の矛盾が含まれておりますため、当条例からその他住宅に関する事項を切り離し、公営住宅のみの条例として全体を整理するものでございます。

まず37ページからいきますが、第1条の趣旨でございまして、この条文につきましては、今申しましたように、現行の条文のその他の住宅という部分を削除いたしております。

そのほか、その他の住宅の設置及び管理に関しについては、行政用語の簡易化というようなことで合理化を図っております。

次のページでございまして。

第2条の3号でございまして、これにつきましても、その他住宅の関係の条文を削除しております。

それから、4号、5号、6号につきましては、改正で3号、4号、5号の修正を行っております。

それから、第3条の村営住宅等の設置につきましては、村営住宅等の「等」を削除し、名称、場所を追記したものでございます。

なお、3条の条文の中でも「その他の住宅」という文字を削除しております。

それから、39ページへ参りまして、5条の5号になりますけれども、ここにつきましては、条文の中に、促音という表現がございまして、現行につきましては、普通の大文字を使っておりましたものを、現代語に直すということで、小さい文字を使って訂正を行っております。この訂正につき

ましては、以下数カ所において出てまいりますので、以下の説明は省略させていただきます。

次に、7号のところも、その他住宅の関係を改正で削除を行っております。

それから、44ページへ参りまして、4項のところにございますが、これもその他住宅の関係の条文の削除を行っております。

また、5項、6項の分につきましては、削除に係るずれの訂正を行っております。

それから、次の46ページへ参りまして、第15条の4項でございますが、入居者は、前項の認定に対し、知事の定めるところにより意見を述べるができるというところでございますけれども、これは公営住宅の場合は収入制限というものがございまして、入居者は毎年度、収入を申告するというようになっております。これにつきましては、公営住宅法の改正により、そういった収入超過者に関する基準等が、自治体が条例で規定できるようになりましたことから、知事から村長への権限移譲をされて、これは平成24年ですけれども、改正がされておりましたので、「知事」を「村長」に改めるものでございます。

47ページへ参りまして、21条の2項でございますけれども、これは修繕費用の負担ということでございまして、現行では入居者は「村長の選択に従い」と表記しておりましたが、これは言葉の誤りということで、改正では「村長の指示に従い」ということに改正をしております。

続きまして、第22条のところでも1号のところでございますが、電気、ガス、水道及び下水道の使用料、これは入居者の負担義務の項目でございますけれども、これを改正では下水道を削除しまして、CATVを追加して現状に合わせるものでございます。

それから、5号につきましては、その他住宅の関連条文の削除でございます。

次に、第25条のところでございますが、ここは見出しを現行ではなかったものを、改正で「入居者の届出等」というものをつけました。

それから、この条文の中で、改正のほうで新たに1号を設けまして、同居者に異動があった場合、届け出を行うという条文を一文追加しております。現行の1号が改正で2号となっております。

それから、48ページへ参りまして、26条の条文ですが、これも条文見出しを、表記がありませんでしたので、改正で表記をしております。

27条につきましても同じく、「用途変更の禁止」を表記いたしました。

28条につきましても同じく、「模様替え等の禁止」という条文見出しを表記いたしました。

それから、3項のところですが、これは送り仮名のつけ方の規定の訂正ということで、模様がえの送り仮名を訂正するものでございます。

それから、50ページに参りまして、これも37条のところの条文の見出しのところの送り仮名の訂正でございます。

それから、51ページへ参りまして、42条の1項の5号の次でございますけれども、ここに改正では6号としまして、暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員である場合を含む。）という条文を追加しております。

それから、52ページへ参りまして、適用除外のところの59条でございますが、これもその他住宅

の関連ということで削除を行っております。

それから、施行規則の制定のところでは、条文のずれの訂正を行っております。

それでは、改正条文へ戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

議案16号につきましては、以上でございます。

次に、議案第17号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例について。東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例ということですが、説明資料をごらんいただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例について、その内容について概略を示させていただいております。

この制定の概要でございますが、先ほどの議案に関連してございまして、切り離しをいたしましたその他住宅の関係の設置及び管理に関する必要事項を公営住宅法などの制限を受けない村独自の条例として新たに制定するものでありまして、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例改正に備え、準備をするものでございます。

中段に書いておりますが、制定の内容といたしまして、条例の基本的な考えといたしましては、村外に住所を有し、居住しようとする者に供給し、適正に管理することにより、村民の生活安定と人口の流出を食いとめることに寄与することを目的とするということでございます。

それで条文の構成といたしましては、2番目のところですが、第1条から第3条、総則ということで、条例の目的、定義、設置・名称を定めております。

それから、第4条から第32条につきましては、住宅の管理に関する条文としまして、入居者の募集、公募の方法、入居者の資格、入居申し込み等手続の方法、入居同居者の証人、承諾書、承継、家賃の決定、納付、敷金、入居者の修繕等負担義務、迷惑行為等禁止規定、入居者の届け出、転貸等の禁止規定、許可事項、収入状況の報告規定、住宅の返還、明け渡し規定を定めます。

33条から36条につきましては、補足としまして、その他住宅の検査、駐車場の使用、罰則規定、施行規則の制定を定めております。

それでは、条文のほうへ戻っていただきまして、附則としまして、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

別表1（3条関係）、ここではその他住宅の名称、位置、構造、建設年、棟数を表示しております。

別表2におきましては、その住宅の家賃を表示させていただいております。

村営のその他住宅の関係につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第18号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙の

とおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

これは今年度、村営住宅単独建設事業により、五加柏本地内に建設をしました定住促進住宅を追加するものでございます。

第3条第1項の別表第1を次のように改める。

この表におきまして、一番左の項にあります東白川村柏本定住促進住宅、東白川村五加字前田893番地1、これを追加させていただきます。

次に、第13条第1項の別表第2を次のように改める。

これにつきましても、一番左端の項、東白川村柏本定住促進住宅、世帯用、木造平屋建、1戸、58.58平方メートル、3万円を追加させていただきます。戸数のところの欄一式でございますが、4戸、2戸及び面積の欄の右から3番目の58.58平方メートルにつきましては、従前が61.10平方メートルでしたが、延べ床面積に統一するというので訂正をさせていただきます。

附則、施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回は、一番主たる部分は、所得制限等がある部分をきちんと分離することによって、入居しやすいでありますとか、事実上、入居者の便宜性を図るための条例改正だということ承知の上で御質問いたしますが、これページで書いてないので、その他住宅のところをごらんいただきますと、29条、31条あたりに模様がえに関する部分がまず1カ所載っております。これについてなんですけど、現状の中で一番気になるのは、29条の4の3のところ、住宅の敷地内に工作物を設置しようとするときに、仮に承認を得て設置してあっても、必ず撤去しなきゃいけないというような条文になっています。公営住宅のときに、かなり厳しい条件だったというのはわかっていますけれども、その他住宅のように割と緩和したときに、まだこの条文が残っているために、現状本当に入居者が必要に応じて設置したものを退去時に撤去命令を出しているのかということ御質問するとともに、もう1個、ちょっと21条のところに戻りますと、ここにその他修繕に要する費用については村の負担とするというふうに書いてあります。これ負担とするとは書いてありますけれども、修繕を必要とする場合、しなければならないというところまでの義務規定じゃなくて、現場において入居者が修理してほしいけれどもなかなか修理してもらえないというような現状があるんじゃないかということも含めまして、この3項目について現状はどうなっているか、御報告いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

まず29条の3項につきまして、承認を得ずに模様がえをし、または増築したときということでございますので、協議の上ではない場合は自己の費用で原状回復または撤去をお願いしております。

それから21条の修繕費用の欄でございますが、村の負担とするということと、しなければならぬということの違いということでございますが、畳の表がえ、ふすまの張りかえ等、こういう具体例を挙げておりますが、中には経年劣化等、そういったものは村が負担しますが、それ以外の修繕などは、入居者の方をお願いするというようなすみ分けを現実的には行っておりますので、その辺の少し断定的に払わさないようにしたという現状でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

先ほどちょっと僕、質問で間違えたので、3番目は問題ないと思います。無許可で直したものはもとに戻すのは当たり前ですが、第2項のほうにひっかかっていまして、承認を得たものに関して戻しなさいということになって、なおかつ31条で厳密にこの時点にまで直せとまで言っています。実はそっちを追及したいわけじゃなくて、入居者に対してはこんな強い態度に出ているのにもかかわらず、21条へ戻りますと、別にもし直せば負担するよぐらいの話で、必ず村が直すという強い意志があらわされていないおかげで、実際問題、僕はある、具体的な話はしませんけれども、入居者が、なかなか直してもらえないのやが、村にはそったかよという、そってあるんやけど直してもらえないのや。ここに、正直なことを言いまして、シロアリ等の被害に遭われている部分が、大規模な改修になるという理由がわかっているんですけど、村の事情もわかりますが、入居者がどうしても直してもらえないというのは、21条に、さっき課長が言われたように、厳密に書いておかないという利便性はわかりますが、書いてないがゆえに入居者に負担を強いている部分があると思いますので、できれば、条例を厳しくするのではなくて、そういう不満が出ないように、せっかく緩く書いてあるんで、積極的に入居者の立場になって修理を行っていただきたいということの対比として29条と31条を対比しました。ですので、よろしくお願ひしたいかなとちょっと思いまして。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今、シロアリのお話でありまして、これらは誰が原因で発生したかというのはわからんことであって、土台が腐ってしまったら、その建物自体が大変なことになるということですので、そういうことがちょっと入っていませんでしたけれども、あったら、これは村の責任で駆除、あるいは防蟻処理というのをやらなきゃいけないというふうに考えます。

おっしゃったとおり、なるべく今までいうその他住宅については便宜を図っていきたいという姿

勢でございますので、よろしく申し上げます。

工作物等についても、運用の部分で、ちゃんと了解を得て建てて、またそれを次の人に使ってもらってもいいというようなお話し合いができておれば、残して有効に使ったほうがいいんでありましょうし、そこのところは運用の最初の約束事としておけばいいのかなというふうに思っております。ただし、後の人が使うには困るような施設、これは多分許可ができないことになろうと思しますので、そんなに問題にはなってはこないかなと思います。多分考えられるのは、車を置くための屋根だとか、置き型の倉庫、そういったものになると思いますが、永久的な工作物をつくってもらうわけにはいかんと思しますので、設置できるものについての制限はあろうかと思いますが、なるべく住居者のための便宜を図っていく姿勢でいきたいと思しますので、お願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

村は、最初に村営住宅に入る場合には敷金を取っていますね。出る場合には、もちろん担当課のほうで検査というか、そしてそれで費用がかかった分については敷金の範囲内で直すということで、今までそういう形をとっていると思うんですが、それは間違いないかどうかということと、それから火災保険というのは本人が入っておるのか、村が住宅全部保険に入っておるのか、その2点と、それから家賃のことですけれども、定住促進住宅、その他の公営住宅、いろいろ家賃の項目があると思うんですけど、その他の公営住宅のほうへ入っている方から、家賃が定住促進住宅の家賃と比べると免除してもらっておるところが少ないようなことをちょっとお聞きしておりますけど、家賃はどういうふうになっておるか、お聞きいたします。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

まず家賃のほうでございますけれども、定住促進住宅はI・Uターン者を対象としまして、また子育ての世帯を対象にしておりますので、なるべく外からお見えになった入居者の方に住みやすい条件をつくっていきたいということで、戻られたときは1万円免除、また子供さん1人について2,500円の免除といったような特例を設けさせていただいております。もともと住んでみえる方と、対象がI・Uターン者の子育て世代ということに限らせていただいておりますので、そういった特例を設けさせていただいております。

それから、敷金のほうですけれども、敷金につきましては3カ月分とか、そういうふうでいただいておりますが、これは基本的には家賃の滞納等の場合に巻きかえをさせていただくということで、最終的に退去される場合には全額返還をさせていただくということですが、退去時にその方の責に期するような修繕等が発生するようなことがございましたら、そこで相殺をさせていただくこともお願いさせていただいております。

それから、火災保険につきましては入っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

その他の公営住宅についてですが、定住促進住宅ができたのは、まだ日が浅いわけですよ。その前から入っている方で、公営住宅に入っている方で、そういう対象になる、本当はそういう人も対象にしなきゃいかんのが、たまたまその時点でできた建物だから、それには適用されないという例もあるとお聞きしておるんですけど、その辺の不公平感が出てないかと思うんですけど、その辺はどう見解でおられますか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

定住促進住宅は、そういう政策目的で建てた住宅でありますので、これは軽減措置があってしかるべき。そこに差があってこそ定住を促進できるというふうを考えておまして、またその他の住宅にそういう条件があるのにとすることは、これはちょっといたし方ないところで、それをなし崩しにしていまいますと非常に体系的に難しい、じゃあその住宅の中であそこはということになりますので、子育て支援については別の観点でまた支援をしていっておりますので、この住宅については、そんなに私は、それは所得のこととかいろいろあるんでしょうけど、一般の民営の住宅と思えばすごく安く入っていただいておりますし、公共財産を有利に使っていただいけりまして、うちが高い、うちが安いという批判に対しては、そのような御説明をしてみたいなと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

よく理解するんですけど、余りにも定住促進住宅の低減のあれが強く出てるもので、それ以前に入った方は、そういうことをいつも気にしてみえるもので、子育て支援とかそういった面で支援できますよということもぜひ説明をしていただいて、少しでもそういった方が安心して住めるように、また指導していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてから議案第18号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてから議案第18号 東白川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。40分から再開しますので、よろしくお願ひします。

午後2時30分 休憩

---

午後2時42分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第19号から議案第27号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第25、議案第19号 東白川村消防活動基金条例についてから日程第33、議案第27号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第19号 東白川村消防活動基金条例について。東白川村消防活動基金条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村消防活動基金条例。

（設置及び目的）第1条、消防活動への支援が迅速かつ柔軟に行われることを目的として、東白川村消防活動基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積み立て）第2条、基金に対する指定寄附金と、各会計年度において村長が必要と認める額を基金に積み立てるものとする。

(管理) 第3条、基金に属する資産は、金融機関への預金その他、確実に有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理) 第4条、基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に特別財源として計上し、第2条に定める財源の一部に充てる。

(支出) 第5条、村長は、第1条の目的に沿った形で、消防団長もしくは自治会長から基金に対して支払い請求があった場合、内容と金額を十分精査した上で、支払い金額を決定し、決定した金額を基金から一般会計に繰り入れ、歳出予算として支払いを行わなければならない。

(残高管理) 第6条、村長は、第5条の支出が円滑に行われるよう、基金の残高を妥当な金額に保つよう努めるものとする。

この基金は、2月25日に消防後援会が臨時総会を開催され、議案提出において、後援会を27年3月31日をもって解散すること、今年度決算後の余剰金と特別積立金を合わせた額を消防活動基金、指定寄附金として村長に寄附し、後援会組織の趣旨を長く継続して受け継ぎ、使用方法を消防活動基金として積み立て、必要な金額を一般会計に繰り入れて、毎年有効に活用するよう合意がなされ、申し合わせが行われました。よって、今回、条例の整備と補正予算において、寄附金の受け入れと基金の積み立て、新年度予算において基金からの繰入金歳出予算として消防費の中に炊き出し費用を予算化する案を提出させていただきますので、お認めをお願い申し上げます。

なお、使用した金額については、基金利子と合わせて積み立てを毎年度行おうとするもので、事業の用途については、消防団の求めに対して対応してまいりたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第20号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日提出、東白川村長。

東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。

東白川村土地開発基金条例（昭和46年東白川村条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8,530万円」を「8,540万円」に改める。

10万円を積み立てる積立額の改正を行うものでございます。

新旧対照表の59ページに新旧対照表を上げさせていただきました。

現行、「8,530万円」の基金残高を、今回、補正予算により10万円を積み立て「8,540万円」とするもので、2項、3項において基金の追加積み立て、基金の額の積立額相当額に対する額の積み立て、増加について定めがあるものでございます。

本則へお戻りをいただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第21号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。

平成26年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,322万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,767万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成27年3月3日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入歳出の朗読を省略し、6ページの第2表 繰越明許費をごらんいただきたいと思えます。

款、項、事業名、金額。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、消費喚起、地域産業活性化対策事業700万円。先行型、地方版総合戦略策定事業582万円。耕作放棄地対策事業308万4,000円。茶業振興対策事業204万3,000円。フォレストスタイル事業1,770万1,000円。アンテナショップ事業101万6,000円。地方創生による消費喚起型が700万円。先行型が5事業で2,966万4,000円。6事業合わせて3,666万4,000円でございます。

3民生費、1社会福祉費、高齢者交流サロン整備事業455万8,000円。

7商工費、1項商工費、こもれびの里総合管理事業178万3,000円。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業237万円。

8款4項河川費、河川砂防事業71万。11款2公共林施設災害復旧費、河川災害復旧事業181万1,000円。11事業4,789万6,000円を27年度に繰り越して使用しようとするものでございます。

第3表 地方債の補正。

変更、起債の目的と変更後の限度額について御説明を申し上げます。

公共事業等、限度額340万円を減額し2,280万円に、自然災害防止事業、140万円を減額し1,310万円に、緊急防災・減災事業、8,330万円を減額し1億770万円に、災害復旧事業、250万円を減額し630万円に、過疎対策事業、1,800万円を減額し9,400万円に、5事業で1億870万円を減額して借入れを予定する金額を定めるものでございます。

9ページの事項別明細書の1. 総括の歳入歳出の朗読を省略し、11ページの歳入から御説明を申し上げます。

3款1項1目利子割交付金、補正額11万円減。説明欄にありますように、利子割交付金で、3月交付額を見込んでの金額となっております。

6款1項1目地方消費税交付金、補正額1,174万円の減。地方消費税交付金、3月交付額を見込んでの金額でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金、補正額239万7,000円の減。同じく3月交付額を見込んでの自動車取得税交付金でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額2億7,700万円。普通交付税で、3月までの交付見込み額と、県の指導があって、これへの対応で2億円を繰り越し見込みとして考慮する補正でございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額77万1,000円の減。農業費分担金で、県単農道の舗装

の分担金、事業費確定による減額でございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額34万円の減。これは、老人福祉費負担金のうち、養護老人ホーム入所者の負担金30万4,000円の減と、社会福祉協議会が行いますホームヘルパー派遣負担金で、年度末を見込み3万6,000円を減額するものでございます。

6目農林水産業費負担金、補正額73万円の追加。農業費負担金で、県営中山間事業地元負担金を事業費の確定により追加するものでございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額37万円の減。うち老人福祉費使用料、せせらぎ荘の独居老人等に係る分1万円の追加と、居宅利用者と、それからナイトデイ、夜間使用料による減額それぞれで合わせて差し引きで34万円とするものでございます。認可保育所費使用料、一時保育料、みつば保育園の保育料で3万円を減額するものでございます。

10目教育費使用料4万7,000円の減。保健体育費使用料、総合運動場の使用料を4万7,000円減額するものでございます。

12款2項2目総務費手数料、補正額14万4,000円の減。これは戸籍住民基本台帳費手数料ということで、説明欄にございますように、戸籍手数料から住民基本台帳カードの交付手数料まで、それぞれ年度末見込みにより減額をするものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額338万円の減、うち保健福祉費負担金。説明欄にあります障害者自立支援給付費負担金と障害児施設措置費負担金、交付決定により308万1,000円と16万7,000円を減額するものと、障害児施設措置費国庫負担金の前年度精算金ということで、確定交付により2万円を追加するものでございます。児童福祉総務費負担金15万2,000円、児童手当交付金申請額の確定によるものでございます。

11目災害復旧費国庫負担金253万円の減。公共土木施設災害復旧負担金で、うち村道の災害復旧国庫負担金が162万2,000円、河川災害復旧国庫負担金が90万8,000円、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額3,004万6,000円の追加。総務管理費補助金で、地方創生による現在交付申請を行っておるものですが、地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起型）687万5,000円、プレミアム商品券にかかわるものでございます。地域住民生活等緊急支援交付金（先行型）5事業で2,317万1,000円、それぞれ新規でございます。

3目民生費国庫補助金、132万5,000円の減、うち保健福祉費補助金97万8,000円。説明欄にございますように、地域生活支援事業費補助金については1,000円の追加、以下、障害関係の補助金について、それぞれ3万1,000円、83万円、24万7,000円を交付決定による減額するものと、障害者総合支援事業補助金で12万9,000円を追加するものでございます。児童福祉総務費補助金34万7,000円、これは子育て世帯の臨時特例給付金の給付事業が確定したもので29万円を減額するものと、これにかかわる事務費が確定して5万7,000円を減額するものでございます。

8目土木費国庫補助金647万2,000円の減。うち土木管理費補助金が55万円の減で、木造住宅の耐震補強工事国庫補助金、事業費の確定により減額するものと、道路橋梁費補助金592万2,000円で、

うち社会資本整備総合交付金322万円、防災安全交付金270万2,000円、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額256万1,000円の減。うち住民福祉費負担金、後期高齢者医療基盤安定制度負担金、額の確定により94万1,000円を減額するものと、保健福祉費負担金161万3,000円の減、障害者自立支援給付費負担金95万7,000円、障害児施設措置費負担金66万6,000円を交付決定により減額するものと、障害者自立支援給付費負担金前年度精算金ということで1万円追加するものでございます。児童福祉総務費負担金、児童手当の負担金で、申請額の確定により7,000円を減額するものでございます。

8目土木費県負担金567万円の減、地籍調査費負担金で、事業費の確定により減額するものでございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額60万9,000円の減。総務管理費補助金で、自主運行バス運行費補助金、事業費確定により3万7,000円減額するものと、太陽光発電にかかわる再生可能エネルギー等導入推進費補助金を57万2,000円減額するものでございます。

民生費県補助金253万4,000円の減。うち福祉医療費補助金が43万5,000円、保健福祉費補助金については1,000円の追加、それから老人福祉費補助金については160万円の減、これは高齢者在宅福祉活動事業補助金でございます。児童福祉総務費補助金、子ども・子育て支援新制度施行事業費補助金ということですが、当初予定をしましたが補助対象外になりまして194万円を減額するものでございます。

衛生費県補助金79万円の減。うち予防費補助金、これは自殺予防の緊急対策事業補助金で、事業費確定により4万円の減。

母子健康センター費補助金につきましては、地域子ども・子育て支援事業分が4万2,000円の減と、保育緊急確保事業費県費補助金は1万9,000円を追加するものでございます。

廃棄物対策費補助金、これは浄化槽設置補助金が事業費確定により72万7,000円を減額するものでございます。

6目農林水産業費県補助金1,183万8,000円の減。うち農業費補助金216万5,000円の減。うち農業委員会交付金が、交付決定により27万4,000円を追加するものと、県単農業施設整備補助金42万1,000円、県単農道舗装補助金55万円、新規就農総合支援事業補助金150万円、それぞれ事業費の確定により減額するものと、農業経営基盤強化資金利子助成金、決算見込みにより3万2,000円を追加するものでございます。林業費補助金、清流の国ぎふ森林・環境基金事業費補助金で、事業費不採択により877万6,000円を減額するものと、林道橋梁整備事業補助金で、事業費確定により89万7,000円を減額するものでございます。

8目土木費県補助金336万1,000円の減。土木管理費補助金で、木造住宅の耐震補強工事県費補助金の事業費確定により30万円を減額するものと、河川費補助金で県単急傾斜地崩壊対策事業補助金が事業費の確定により306万1,000円を減額するものでございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額41万9,000円。選挙費委託金で、衆議院議員選挙の委託金

5,000円の減額と、4月に予定されます岐阜県議会議員選挙の委託金、交付決定により42万4,000円を追加するものでございます。

8目土木費県委託金、補正額3,000円の減。河川費委託金で、リバープレーヤーの事業費確定により3,000円を減額するものでございます。

15款1項2目利子及び配当金、補正額168万5,000円の追加。内訳は、財政調整基金利子101万2,000円、土地開発基金利子2万1,000円、減債基金利子1,000円、地域福祉基金利子29万4,000円、社会福祉施設整備基金利子1,000円、中学校整備基金利子1,000円、ふるさと農村活性化対策基金利子1,000円、株配当金2万1,000円、近畿日本鉄道、東海旅客鉄道等によるものでございます。収入印紙等購買基金利子1,000円、ふるさと思いやり基金利子1,000円、豊かな森づくり基金利子1,000円と、社会福祉医療施設等整備基金利子33万円でございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額23万5,000円。岐阜県町村会特別会計寄附金でございます。

2目指定寄附金、補正額211万円追加。総務費指定寄附金で101万円、ふるさと思いやり基金指定寄附金で、14名の方からの寄附金でございます。民生費指定寄附金10万円、大沢の今井様からの指定寄附金でございます。9消防費指定寄附金100万円、先ほど説明をさせていただきました消防活動指定寄附金で、消防後援会からのものを上げさせていただいております。

17款1項15目ふるさと思いやり基金繰入金、補正額30万円の減。当初予定しておりました思いやり基金の繰り入れを、財源調整により繰り入れ取りやめをするものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額5万4,000円の減。前年度繰越金を減ずるものでございます。

19款2項1目村預金利子、補正額18万8,000円の追加。歳計現金の預金利子で、定期が2本と普通預金、合わせて18万8,000円の利子を予算化するものでございます。

19款4項4目雑入、補正額686万2,000円。説明欄にあります前年度団体生命共済剰余金還付金から野菜安定化基金精算返還金まで20項目で686万2,000円、うちフォレストスタイルの使用料300万円、それから市町村振興協会の交付金、オータムジャンボですが318万7,000円が大きなものとなっております。

次に19ページ、20款1項2目、村債で総務債が補正額1,450万円の減。過疎対策事業債でCATVの機器等の導入事業で減額するものでございます。

民生債340万円の追加。過疎対策事業債で、外出支援事業分110万円の減と、交流サロンの分450万円を追加するものでございます。今回、過疎計画に掲載をさせていただくものでございます。

衛生債20万円の減、過疎対策事業債で予防接種事業を減額するものでございます。

6農林水産業債430万円の減。過疎対策事業債で、中山間地域総合整備事業、農地流動化奨励事業、県単林道改良事業をそれぞれ減額するものでございます。

8土木債、補正額650万円の減。過疎対策事業債が水辺公園の駐車場整備で160万円の減、公共事業等で公共急傾斜地崩壊対策負担金100万円、橋梁修繕事業120万円、国道256号改良工事負担金20万円、防災安全交付金事業100万円をそれぞれ減額するものでございます。一般単独事業債で、自然災害防止事業（急傾斜地崩壊対策）で150万円の減。

9 消防債8,360万円の減。うち過疎対策事業債分が、小型動力ポンプになりますが、消防施設管理事業30万円の減。防災行政無線のデジタル化事業につきましては、緊急防災・減災事業ということで8,330万円の減。

教育債で50万円の減。これは過疎対策事業債で、高校生の通学等支援事業にかかわるものでございます。

災害復旧債250万円の減。うち公共土木施設災害復旧債が、村道の災害復旧事業で110万円、河川災害復旧債で140万円の減。合わせて1億870万円を減ずるものでございます。

### 3. 歳出。

1 款 1 項 1 目議会費、補正額118万4,000円の減。議会運営費で、議員さんの共済会負担金114万1,000円の減と、研修事業等の確定により使用料等を減額するものでございます。

なお、議員さんの共済費については、4月1日の議員数によるということで、定数7名のうち現有数は6ということで、1名分の減となっております。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額28万9,000円の減。総務一般管理費で64万3,000円を追加するものでございます。報酬、人件費、年度末見込みによる増減と、臨時職員の賃金を減額するもの64万5,000円と、新年度に向けまして役場の中の事務所の配置等を改廃するための準備に、表示、電話機2台等を整備するもの、電気料が一部不足するため追加するもの、それとふるさと思いやり基金寄附金の積立金を行うもので、差し引きで64万3,000円を追加するものでございます。

次に、22ページの一番上で、ふるさと思いやり基金の下で職員厚生費20万円の減。これは職員健診に要するもので、事業費の確定により減額するものでございます。総務管理費各種負担金63万4,000円の減、自主運行バスの事業費確定による補助金の減額でございます。マイナンバー制度活用費9万8,000円の減。システム機器の改修が年度末完成になったため、使用料が不要になったということで9万8,000円を減額するものでございます。

文書広報費21万5,000円の減。広報広聴活動で、広報編集委員さんの報酬等を減額するものでございます。

財政管理費2億200万5,000円の追加。交付税の交付額の予算化指導もあって、基金利子を含めてそれぞれ基金への積み立てを行うもので、財政調整基金の積立金2億200万円と減債基金の積立金5,000円でございます。

5 財産管理費、補正額435万7,000円の減。庁用車の管理費で20万1,000円減額するものですが、庁用車2台の購入費、事業費が確定しましたので減額をするものでございます。一部燃料費を追加させていただきます。

次に、物件管理費331万8,000円の減。年度末見込みにより、工事費等の減額と、土地開発基金に対し10万円を追加するもので、条例改正をお願いするものでございます。

行政情報化推進費83万8,000円の減。職員用のパソコン4台を購入するものと、積算システムのサーバー機器及び当初予定しました電源増設工事等が不要になったため、差し引きで83万8,000円を減額するものでございます。

6 企画費、補正額178万円の減。再生可能エネルギーの推進事業ということで89万3,000円、工事費77万7,000円と、工事の監理委託料14万1,000円を減額するものと、太陽光発電の設備維持管理基金積立金2万5,000円を追加するものでございます。

次に、みのかも定住自立圏取組事業で81万4,000円の減。みのかも定住自立圏取組事業につきましては、年度末見込みにより事業費の確定による事業費の減で、12事業で81万4,000円を減額するものでございます。

次に25ページへ行きまして、第5次総合計画策定事業、事業費確定による報償費等の減額で7万3,000円、むらづくりワークショップ等の委員の謝礼等を減額するものでございます。

交通安全対策費、補正額19万4,000円の減。防犯灯の電気料の追加と事業費の年度末見込みにより不用額の減額ということで、19万4,000円を減額するものでございます。防犯灯工事、それから回転灯工事、事業費確定によるものでございます。

地域情報化事業費、補正額89万5,000円の減。CATVの一般管理費につきましては、年度末見込みによりインターネットの接続利用料が11万円ほど追加になって、その他について減額で、差し引きで9万9,000円を減額するものでございます。CATV審議会等開催費につきましては、管理運営委員会の委員報酬、年4回を見込んでおりましたが、今年度は1回で済むということで6万6,000円を減額するものでございます。CATV番組等制作運営費129万8,000円の減で、番組送出設備工事の事業費が確定したことによる不用額を補正するものが主なものとなっております。CATV機器管理運営事業56万8,000円の追加。電気料を19万7,000円追加するものと、電柱移転等工事費が不足するため所要額を補正するというので、37万1,000円を追加するものでございます。

地方創生事業費3,666万4,000円、これは新規で新たに追加するものでございます。消費喚起型につきまちは、プレミアム付つちのこ商品券を3,000セット、1万円を1万2,000円を購入するというもので、商工会事業として補助金として交付するもので、それに事務費を追加するものでございます。合わせて700万円となっております。

次に、地方版総合戦略策定事業ということで582万円、有識者会議、それから策定委員への謝礼、それから費用弁償と、次のページに行きまして、事務費、それから委託料で総合戦略等作成支援委託料、コンサルに委託する500万円を含めて582万円となっております。

次に耕作放棄地対策事業308万4,000円で、農地流動化奨励補助金ということで、集落営農組織の円滑な稼働のために流動化奨励金を交付する事業でございます。茶業振興対策事業204万3,000円。白川茶の有利販売を目指し、五加茶生産組合と東白川製茶組合がそれぞれ特色ある取り組みを行うもので、これを支援するもので、販路拡大を図ろうとするものでございます。茶販路拡大対策支援補助金204万3,000円でございます。フォレストスタイル事業1,770万1,000円で、柱、ポイント等の記念品等1,366万6,000円を中心に、事務経費とPR活動に要する経費等と、次のページへ参りまして、広告料126万4,000円、それからシステムの構築委託料が132万円が主なものとなっております。ウェブサイトを利用して住宅建築を行った顧客への特典を対象とするフォレストスタイル事業でございます。

次に、アンテナショップ事業で101万6,000円。地域産品の小売店舗、アンテナショップを村外に設けて、看板、チラシ等を作成してPR活動に努めながら販売するというセールスのためのマーケティング等を行っていくものでございます。

次に29ページで、2款2項1目税務総務費、補正額22万9,000円の減、人件費を減額するものでございます。

賦課徴収費136万1,000円の減。20万円の減、郵便料等を減額するものと、税務情報化推進費116万1,000円の減、これは公図デジタル化・地番図の作成等で、委託料確定による減額でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額108万円の減。うち戸籍・住民基本台帳費につきましては、窓口手数料の減額を財源補正するものと、次に電算化システム運営事業ということで、戸籍電算化システム備品購入費、事業費の確定により108万を減額するものでございます。

住民情報処理費、これが財源補正で、住基カードの交付手数料4,000円の減額による財源補正でございます。

4項1目選挙管理委員会費、補正額25万2,000円の減。選挙管理委員会費で7万5,000円の減になりますが、衆議院選挙で処理費が節約できたことによる電算処理委託料6万7,000円の減額が大きなものとなっております。

次に衆議院議員選挙費で、執行費用の確定による減額で、全体で17万7,000円を減額するものでございます。

以降、村長選挙26万7,000円、村議会議員選挙25万4,000円、農業委員会委員選挙10万7,000円、それぞれ事業費の確定による減額するものでございます。

7岐阜県議会議員選挙費38万円の追加。4月12日執行予定の岐阜県議会議員選挙について、交付決定額42万4,000円を財源とし、執行経費を予算化するもので、ポスター掲示場資材等が主なものとなっております。

次に3款1項1目住民福祉費、補正額4,210万6,000円の追加。うち住民福祉費については、手数料の追加による一般財源の財源補正と、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、法定内の繰出金124万4,000円と法定外繰出金4,200万円で、村負担金の法定内繰り出しと法定外繰り出しを行うもので、国保会計の財政に寄与するものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金で113万8,000円を減額するもので、同じく保険基盤安定繰出金を減額するものでございます。

福祉医療費で、国・県支出金が43万5,000円減額になりますので、財源補正を行うものでございます。

保健福祉費460万9,000円の追加、うち介護保険特別会計繰出金95万8,000円の減。地域支援・介護予防分2万4,000円、包括的支援・任意事業分27万4,000円、事務費分66万円を減額するものでございます。

次に、保健福祉費一般4万1,000円の追加。指定寄附金と基金利子を財源に基金の積み立てをするものが主なもので、基金積立金10万5,000円を含む差し引きで4万1,000円の追加となっております。

す。

次に、34ページの障害者地域生活支援事業、国・県支出金の減額による財源補正と障害者自立支援事業701万5,000円の追加でございます。システム改修不足分17万7,000円の追加と、透析患者の入院に伴う扶助費の追加ということで550万円が主なもので、前年度国・県負担金精算返還金が、合わせて133万8,000円となっております。

次に、要生活支援者みまもり事業で、年度末見込みによる不用額の減額ということで、賃金から燃料費まで合わせて31万3,000円を減額するものでございます。障害児通所支援事業ということで、ことばの教室委託料10万円を減額するもの。

それから、臨時福祉給付金給付支援事業ということで、事業費の確定により107万6,000円を減額するもので、対象者は560人で、532人への給付、辞退者12名となっております。

次に、老人福祉費で補正額358万円の減。高齢者等外出支援事業で、賃金120万円を減額するものでございます。

老人ホーム入所措置事業につきましては、慈光園の入所者減に伴う措置費の減でございます。

次に、介護予防・地域支え合い（軽度生活援助）につきましては、ホームヘルプ事業で、収入の3万6,000円の減による財源補正と、同じく生きがい対応デイサービスということで、せせらぎ荘の利用料の減による財源補正でございます。

介護予防ケアマネジメント事業につきましては152万5,000円の減で、当初、臨時職員で予定しておりましたが、診療所から正規の職員を異動により確保して対応したため、事業費を減額することとなっております。

次に、老人クラブ助成事業ということで、財源補正でございます。

次に、高齢者共同住宅対策事業5万円の減、ナイトデイの事業費収入の減によるものでございます。地域福祉計画推進事業につきましては、当初、パンフレットの作成を計画しましたが、見送りによる10万円の減。それから、次に高齢者交流サロン整備事業につきましては、地方債を入れましたので財源補正を行うものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額53万1,000円の減。子ども手当・児童手当交付事業で、事業費確定による16万5,000円の減。

子育て支援事業につきましても2万1,000円の減。子育て世帯臨時特例給付金事業につきましては、事業費の確定により34万5,000円を減額するものでございます。

2認可保育所費71万7,000円の減。みつば保育園運営費のうち、人件費と給食業務の委託料60万円、それから園児用の机・椅子のセット事業費確定により12万6,000円を減額するもので、園児措置の人数が当初45人で予定したものが41人になっている状況で、減額が発生するものでございます。

4款1項1目、保健衛生費、保健衛生総務費、補正額2,985万4,000円の追加のうち、保健衛生総務費一般で、ここが一番大きなものが社会福祉医療施設等整備基金積立金ということで3,000万円を追加するものと、診療所特別会計の施設整備分の繰出金5万円を減額するものが主なもので、その他は人件費となっております。

2 予防費、補正額15万6,000円の減。予防接種の事業で、地方債20万円を減額するものの財源補正となっております。20代・30代健診については、事業費の確定により13万5,000円減額するものと、健康増進事業につきましては、がんの検診委託料、事業費が確定し、不足額が見込まれますので16万8,000円を追加するものでございます。自殺予防緊急対策事業につきましては、講師謝礼を4万円減額するものですが、県保健所からの講師を確保できた関係で事業費を減額することに至ったものでございます。健康増進事業14万9,000円の減、これは事業費確定によるものでございます。

母子健康センター費3万7,000円の減、次世代育成支援事業ということで、事業費の確定による減額でございます。

環境対策事業費331万4,000円の減。環境総務費で152万7,000円の減。緊急対応の人件費の追加、太陽光発電設備の事業費補助金の決算見込みによる減が主なものとなっております。

次に、自然保護事業で178万7,000円の減。決算見込みにより、河川除草業務委託料、シルバー人材センターへの委託料98万7,000円の減と、景観保全対策事業で5件予定しましたが、実績1件の見込みということで80万円を減額するものでございます。

廃棄物対策費224万6,000円の減。一般廃棄物対策事業につきましては、財源補正と、生活排水対策事業につきましては浄化槽の設置、当初8件予定しましたが4の実績と、切りかえについてはまだ見込みがないというようなことで減額で、224万6,000円の減となっております。

6 款 1 項 1 目 農業委員会費、補正額2万円。農業委員会活動費、交付決定により27万4,000円を追加し財源補正を行うもので、事業費としては2万円を追加するもので、職員手当に当たるものでございます。

次、農地銀行活動事業6万9,000円の追加、字図の分合委託料でございます。園芸振興対策費100万円の追加。新規トマトハウス栽培の農家への基盤整備補助金ということで、6反の上限で100万円を支出するものでございます。数量調整円滑化推進事業、水田営農システムの筆データの整合負担金ということで10万5,000円を追加するものでございます。農業振興費各種補助金で、2つございまして、事業費の確定見込みによるもので、鳥獣被害モデル対策支援補助金10万6,000円の減と、農業経営基盤強化資金の利子助成金ということで3万3,000円を追加するものでございます。茶業振興対策事業107万8,000円の減のうち、村単の茶樹改植事業補助金が15万8,000円の減、防霜施設整備補助金73万2,000円の減、茶品質向上対策補助金、東白川製茶分18万8,000円、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。新規就農者支援事業60万円の減、決算見込みによるものでございます。

新規就農者育成支援事業（青年就農給付金）につきましては150万円を減額するものでございます。

4 農業構造改善事業費71万5,000円の追加。農業改善事業で、施設修繕料ということで、道の駅の交流ターミナルの自動ドアを修繕するもので18万1,000円の追加。気象情報高度利用事業で、中谷局が落雷により修繕を必要としておるということで、これの不足額を52万4,000円追加するものと、一部ペンキ料を追加するものでございます。

次に、山村振興事業費56万8,000円の追加。これは、修繕料で宮代キャンプ場魚の宿のカーテン、それから野菜村等で、それぞれ直接執行するものと補助金として交付するもので56万8,000円となっております。

畜産事業30万9,000円の減で、事業費の確定により医薬材料費の17万円の減と、白川町への負担金13万9,000円を減額するものでございます。

農地費25万4,000円の減。工事請負費のうち、県単農業用施設整備工事費105万円の減、県単農道の舗装工事の分137万4,000円を減額するものと、負担金で県営中山間地域総合整備事業（東白川地区）負担金が確定したもの、245万4,000円の追加と、補助金で農用地有効利用促進事業補助金28万4,000円を減額するものでございます。

林業費、1目林業総務費、補正額5,000円の追加。豊かな森づくり基金利子を一般財源に追加し、5,000円を積み立てするものと、林業振興費1,019万8,000円の減で、一般林業振興費になりますが、山林協会の負担金11万8,000円の減と、森林組合が行いましたペイローダーの購入補助金40万8,000円の減、それから林内作業車購入費33万2,000円、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。村有林管理事業51万円の減。うち委託料、それから機械の借上料の減、それから山林購入費事業費確定により37万8,000円減、それから作業道の管理負担金確定により8万1,000円、それぞれ減額するものでございます。分収造林事業費、委託料で5万4,000円の減。

清流の国ぎふ森林・環境税事業877万6,000円で、遊歩道の整備事業を当初予定しましたが、事業不採択により減額するものでございます。

林道総務費272万3,000円の減。委託料で林道等維持修繕総合管理費3万、釜淵の測量設計のほう10万5,000円の減、一木線の用地測量2万4,000円減、奥新田林道の測量設計58万円の減。工事請負費につきましては、林道維持修繕事業、県単林道工事、治山維持修繕事業、合わせて195万2,000円の減でございます。負担金につきましては、森林基幹道加茂東線・尾城山線開設促進協議会の負担金確定により3万2,000円を減額するものでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額10万円の追加、職員の時間外勤務手当を追加するものでございます。

地域づくり推進費178万9,000円の追加。両方出てまいります、一般の地域づくり振興事業ということで、フォレストスタイルの事業で報償費、ポイント等の追加分ということで241万2,000円。これは1戸当たりの単価が高くなったことによるものでございます。地域おこし協力隊事業、委託料、協力隊求人ホームページ掲載委託料ということで、2月6日までに東白川村への公募がなかったということで、次の手だてということで、公募サイトへの掲載料を追加するもので、取材企画委託料でございます。

次に、村内製品の販売促進事業87万5,000円の減。これは当初予定しておりました臨時職員2名が1名で対応ということで、87万5,000円を減額するものでございます。

土木費、土木管理費、1目土木総務費、補正額105万円の減。土木総務費一般で、職員の時間外勤務手当10万円の追加と、木造住宅耐震補強工事、事業費の確定により115万円を減額するものの

差し引きでございます。あわせて国支出金の減額を伴うものでございます。

地籍調査費817万8,000円の減。事業費の確定により、事業費を減額するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額1,126万3,000円の減。道路橋梁維持事業で7万円の減。これにつきましては、村道の台帳整備委託料91万8,000円の減と、道路維持管理関係の機械借上料70万円を追加するもの、同じく原材料費30万円を追加するものと、県道の改良・舗装・橋梁整備事業負担金15万2,000円を減額するもので、差し引きで7万円の減となっております。

次に、社会資本整備総合交付金事業で664万8,000円の減。杉林線測量設計委託料313万7,000円の減と、工事請負費で杉林線の道路改良工事200万円の減と、中川原水辺公園の駐車場舗装事業費確定により151万1,000円を減額するものでございます。道の駅管理費で72万7,000円の減。急速充電器の事業費が確定したことによる減額で、工事の監理委託料2万9,000円と、工事のほうで69万8,000円を減額するものでございます。防災安全交付金事業381万8,000円の減。村道附属物1次点検の委託料11万4,000円、橋梁修繕調査の委託料164万4,000円の減、工事のほうで路面修繕工事206万円を減額するものでございます。国・県交付金と公共事業債を減額するものでございます。

住宅費、住宅管理費、補正額59万円の追加。村営住宅の修繕料を59万円に追加するものでございます。

住宅建設費1,251万1,000円の減。これにつきましては、五加のグラウンドの上にあります住宅、当初2棟建設予定であったものを1棟に変更し、追加として外構工事をしていきまして、決算見込みにより1,251万1,000円を減額するものでございます。その内容は、工事施工監理の委託料129万6,000円の減、工事で定住促進住宅の建設工事968万2,000円の減と、外構工事18万2,000円を追加、それから土地の購入費で75万7,000円を減額するものでございます。

4河川費、河川砂防費で、補正額561万1,000円の減。河川砂防事業92万2,000円の減で、リバープレーヤー委託料6,000円の減と、河川維持修繕費21万円の追加、公共急傾斜地崩壊対策事業の釜淵で負担金事業費確定により112万6,000円を減額するものでございます。

河川砂防事業で、県単急傾斜地崩壊対策事業ということで、工事費で458万9,000円の減、補償費で10万円の減ということでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額7万5,000円の減、消防総務費で7万5,000円の減でございます。事業確定により、減額と指定寄附金の積み立てによるものでございます。新入団員の訓練服10万円、団員の訓練服、事業費確定で79万8,000円の減、それから負担金で可茂消防へ負担するものの事業費の確定により減と積立金100万円となっております。

2消防施設費36万3,000円の減。消防施設管理費で、積載用の活動ホース8万円の減と、小型動力ポンプ、それぞれ事業費確定により12万6,000円を減額するものでございます。防災センター管理費でAEDを整備しまして、事業費確定により15万7,000円を減額するものでございます。

3災害対策費8,248万6,000円の減。地方債で緊急防災の減災事業債を減額するものと、事業費確定により8,248万6,000円を減額するものでございます。うち委託料で、工事の監理業務委託料が139万6,000円の減、デジタル化工事で7,989万2,000円の減、附属します光ケーブルの敷設工事で

119万8,000円を減額するものでございます。総事業費で1億636万5,000円となっております。

教育費、事務局費で補正額31万1,000円の減。教育委員会事務局費で、職員給料、人件費の減額、賃金の減額と、修学資金の利子補給で4万7,000円を追加するものでございます。高校生通学等支援事業につきましては、地方債の減額の財源補正となっております。

10款2項1目学校管理費、小学校管理費で補正額2万4,000円の減。これは小学校の運動場整備の設計委託料額の確定により減額するものと、教育振興費5万円の追加、これは小学校の特別支援教育支援員賃金の不足が見込まれますので、5万円を追加するものでございます。

中学校費、学校管理費、補正額1,000円の追加。基金利子の積み立てを行うもので、積立金1,000円を追加するものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額54万8,000円の減。これは臨時職員の賃金、青少年家庭指導員の村雲先生の勤務実績により4万8,000円を減額するものと、文化財保護事業費で50万円を減額するものでございます。これにつきましては、名義人交代に伴う事業の見送り部分がありまして、石戸神社記録編集を見送ったものでございます。

次に、公民館費で45万3,000円の減額。これは工藤公康講演会の講師の謝礼12万9,000円の減額と、はなのき会館の管理費で、ファンヒーターが故障しましたので更新が必要になっているということで7万2,000円を追加するものでございます。

失礼しました。公民館の総務費につきましては、公民館講座の冬期事業の中止等による、講師の都合も含めて、事業を見送るものがございましたので減額するものということで、参加費の12万9,000円を減額し、財源補正を行うものでございます。

次に、はなのき会館ホール事業につきましては、工藤公康講演会の委託料の減額ということで、39万6,000円を減額するものでございます。

10款5項2目体育施設管理費、補正額ゼロで、運動場収入の財源補正でございます。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額245万2,000円の減。これは道路橋梁災害復旧事業費ということで、前山線の災害復旧工事の事業費が確定しましたので245万2,000円を減額するもの。

2目河川災害復旧費、補正額229万6,000円の減。河川災害復旧事業ということで、公共河川災害復旧調査設計委託料、事業費確定により46万7,000円の減、土砂排土等の機械借上料確定による29万円の減、工事費で垂洞谷の災害復旧、前山谷の災害復旧、村単の災害復旧工事、合わせて153万9,000円を減額するものでございます。

一般会計、以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

#### ○村民課長（小池 毅君）

議案第22号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）。

平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,025万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,627万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月3提出、東白川村長。

2ページから6ページにかけて歳入歳出予算補正と歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページから説明をさせていただきます。

歳入につきましては、共同事業の拠出金見込み額が減額になりましたことと保険給付費の見込み額が確定による増額ということで、それぞれの補正を行っております。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額が735万7,000円。これは療養給付費負担金752万円増、高額医療費共同事業負担金が16万3,000円の減でございます。

2項1目財政調整交付金、補正額が212万円の増でございます。

6款1項2目県財政調整交付金、補正額が212万円。

2項1目療養給付費等負担金、補正額が16万3,000円の減。高額医療費共同事業の負担金の減でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金62万9,000円の減。

2目保険財政共同安定化事業交付金254万4,000円の減でございます。

8款1項1目利子及び配当金、補正額が2,000円、基金の利子でございます。

9款1項1目一般会計繰入金4,324万4,000円の増でございます。これは保険基盤安定制度分、法定内が124万4,000円、法定外の繰り入れ分が4,200万円となっております。

次のページに参りまして、9款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額が1,000万円、基金からの繰り入れでございます。

10款1項1目繰越金4,125万7,000円の減額。前年度繰越金ですが、繰り入れとの調整で補正をしております。

次に歳出。

1款1項1目一般管理費9万7,000円の増。これにつきましては、職員の超勤手当と共済負担金の増額補正でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費が2,100万円の増額でございます。一般療養給付費の見込み額確定による増額補正でございます。

2項1目の一般被保険者高額療養費、これが250万円の増。これも一般高額療養費の見込み額確定による増額補正でございます。

次のページに参りまして、6款1項1目介護納付金4万3,000円の増。支払い基金への介護納付金確定による増額補正でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金62万9,000円の減。これにつきましても額の確定による減額補正でございます。

4目保険財政共同安定化事業拠出金254万4,000円の減。同じく負担金額確定による減額でございます。

次のページに参りまして、8款1項1目特定健康診査等事業費59万4,000円の減。これにつきましても見込み額の確定に対する減額補正でございます。

2項1目保健事業費11万4,000円の減。これにつきましては、使用料の減ということで、機械借上料、これはコピー機使用でございますが、診療所のほうの予算で執行いたしましたので、ここでは全額減額をしております。

9款1項1目基金積立金、補正額が1万円。基金利子の積み立てでございます。

次のページですが、10款1項3目償還金48万1,000円の増。前年度交付金の精算返還金ということで増額補正をしております。

国保会計につきましては、以上でございます。

次に、議案第23号 平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,796万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月3日提出、東白川村長。

同じく2ページから6ページの歳入歳出予算補正と歳入歳出補正予算の事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

ここでは主に、総務費及び地域支援事業費の確定による増減額補正でございます。

まず歳入のほうですが、3款1項1目介護給付費負担金36万円の減額、介護給付費見込み額確定による国庫負担金の減でございます。

2項1目調整交付金134万9,000円の減。

それから、2目地域支援交付金（介護予防事業）ですが4万7,000円の減。

3目地域支援交付金（包括的支援・任意事業）54万7,000円の減。

5目介護保険事務費補助金56万7,000円の増。

次に、4款1項2目地域支援交付金5万4,000円の減額、地域支援事業費減による交付金の減額でございます。

5款1項1目介護給付費負担金36万円の増。これも給付費再計算に伴う県負担金の増でございます。

2項1目地域支援交付金（介護予防事業）2万4,000円の減。事業費減による県補助金の減でございます。

2目地域支援交付金（包括的支援・任意事業）27万4,000円の減、同じく確定による減でございます。

6款1項2目地域支援繰入金（介護予防事業）2万4,000円の減。事業費減による繰入金の減でございます。

3目地域支援繰入金（包括的支援・任意事業）27万4,000円の減。同じくでございます。

4 目事務費繰入金66万円の減額でございます。

次へ参りまして、8 款 2 項 1 目雑入14万6,000円の減。これは配食サービス利用者の負担金ですが、事業費の減による負担金の減でございます。

10 款 1 項 1 目利子及び配当金、補正額が4,000円。基金利子の補正でございます。

次に10ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費111万3,000円の減。ここでは委託料、システム改修等の額の確定と備品購入費の額確定による減額でございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費600万円の減。居宅介護サービス給付費ということですが、サービスの利用者減少見込みに伴う負担金の減額でございます。

2 目施設介護サービス給付費400万円の増。施設介護サービス給付費につきましては、利用者が増加見込みということでございまして、増額補正としております。

3 目の居宅介護福祉用具購入費、これは補正額はゼロ。これも再計算に伴う財源補正となっております。

4 目居宅介護住宅改修費、これも補正額はゼロで、同じく財源補正となっております。

次へ参りまして、5 目居宅介護サービス計画給付費50万円の増額。居宅介護サービス計画給付費ということで、計画策定数の増加見込みによる増額補正でございます。

2 項 1 目審査支払手数料、補正額はゼロ。これも調整交付金減による財源補正となっております。

3 項 1 目高額介護サービス費、補正額はゼロ。同じく財源補正でございます。

4 項 1 目高額医療合算介護サービス費50万円の増。サービス費の増額見込みによる財源補正でございます。

それから、2 目の高額医療合算介護予防サービス費、補正額はゼロ。これは調整交付金減による財源補正でございます。

5 項 1 目特定入所者介護サービス費100万円の増。これはサービス費の増額見込みによる増額補正でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、補正額はゼロ。これにつきましては、基金利子確定に伴う財源補正でございます。

次のページへ参りまして、5 款 1 項 1 目二次予防事業費のところでは、補正額が27万円の減。事業量確定見込みに伴う減額補正でございます。

2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費125万6,000円の減。ここでは介護予防ケアマネジメント事業の賃金を減額にしておりますが、退職された臨時職員賃金の皆減となっております。

それから、5 目任意事業費では18万9,000円の減。これも配食サービス事業のほうで、事業量の確定見込みによる減額補正でございます。

介護保険特別会計は、以上でございます。

続きまして、議案第24号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）。

平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,506万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月3日提出、東白川村長。

これも2ページから6ページの歳入歳出予算補正と歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目繰越金43万7,000円の減。前年度繰越金でございますが、歳出減による歳入の減でございます。

次に歳出のほうですが、1款1項1目一般管理費で1万2,000円の増額でございます。ここでは職員の超勤手当の増、それから共済費の負担金の減額を行っております。

3款1項1目施設維持管理費が44万9,000円の減。施設維持管理費のほうで、工事費及び備品購入費の額確定による減額でございます。

簡易水道の特別会計の補正は以上でございます。

続きまして、議案第25号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算(第4号)。

平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,274万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月3日提出、東白川村長。

2ページから6ページの歳入歳出予算補正と歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目繰越金1万9,000円の増、前年度繰越金でございます。

次に歳出のほうですが、1款1項1目一般管理費1万9,000円の増。これにつきましては、職員超勤手当の増、また共済組合の負担金の減によるものでございます。以上でございます。

#### ○議長(服田順次君)

国保診療所事務局長 安江良浩君。

#### ○国保診療所事務局長(安江良浩君)

議案第26号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第5号)。

平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ655万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,854万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月3日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表と、6ページ、7ページの事項別明細は省略させていただきまして、8ページの歳入から説明をさせていただきます。

1 款 1 項 3 目外来収益590万1,000円の減。内訳としまして、外来収益の現年度分600万の減、それから滞納繰越分 9 万9,000円の追加でございます。26年度の見込みで600万ほどの減となっております。

4 目保健予防活動収益93万5,000円の増でございます。ここにつきましては、予防接種の受託料が160万円、特定健診等の受託料が65万円、それから乳児及び妊産婦の健診受託料が 1 万5,000円の減でございます。ここは事業費の確定によつての補正でございます。

それから、その他医業収益が 9 万1,000円の増でございます。ここはその他医業収益、主に終末処理の収益でございます。現年度分と滞納繰越分でそれぞれ計上させていただいております。

1 款 2 項 1 目老健収益132万6,000円の減。ここにつきましても、26年度見込みで現年度分で150万の減、それから滞納繰越分で17万4,000円の追加とさせていただきます。

続きまして、2 款 1 項 1 目の使用料1,000円の追加でございます。自動車使用料の滞納繰越分。

それから、2 款 2 項 1 目の手数料3,000円の追加でございます。ここにつきましても、証明等の文書手数料の滞納繰越分でございます。

続きまして、3 款 2 項 1 目医業費補助金21万円の減。ここにつきましては、医師送迎車両の県からの補助金でございます。事業費の確定に伴い、21万円の減となっております。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金1,000円、ここにつきましては基金利子でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 5 万円の減。ここは一般会計の施設整備分でございます。事業確定に伴い、減額となりました。

続きまして10ページ、6 款 1 項 1 目繰越金、前年度繰越金でございます。33万5,000円の追加でございます。

続きまして、7 款 1 項 1 目の雑入でございます。46万1,000円の減。主なものとして、職員等の給食代が、実績で当初よりも減るといふことで54万の減。それから、特定健診の血液検査手数料24万6,000円の減、これも事業の決定に伴いでございます。それから、一番下の C E V 補助金、これはクリーンエネルギー自動車の購入補助金といふことで、今回、医師の送迎車の購入に伴い25万円の補助金を計上させていただきました。

8 款 1 項 1 目指定寄附金 5 万円、これは診療所の施設整備の指定寄附金として、平の安江正樹様から 5 万円寄附をいただいております。

9 款 1 項 1 目医業費補助金、医療施設整備の国の補助金でございます。ここも事業確定に伴いまして 2 万1,000円の減でございます。

続きまして12ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 6 万6,000円の減。ここにつきましては、旅費で10万円ほどの不用額が出る見込みで減にしております。また、交際費のところ5万円追加させていただきました。ここは老健で発生しました胃腸炎の見舞金等に充当させていただきたいと思っております。それから、役務費で11万8,000円、これは車両の購入に伴う自賠責の保険料等でございますが、車両購入費のほうとあわせましての入札でございましたので不用額が生じました。それから、備品購入費の 9 万

8,000円は、今回購入しました送迎用の車両ということで、これは車から家庭用の電化製品のほうへ電気が送れるということで、コンセントのコネクターを、今回、オプションで買うということで追加させていただきたいと思っております。

続きまして、2款1項1目一般管理費353万3,000円の減でございます。ここについては、職員手当、それから共済費等が主なものでございます。ここにつきましては、平成25年度にほかの施設のほうへ研修に出ておりました看護師が戻ってまいりまして、26年度も引き続き診療所で勤務する予定でしたが、配置転換で包括のほうへ行っております。この職員についての不用額を減額させていただくものでございます。あと賃金について5万円の減、これは栄養士の賃金でございます。また、旅費につきましては49万円の減でございます。ここは臨時医師の費用弁償ということで、不用額が出ましたので、49万円の減額でございます。

続きまして、2目の医療管理費300万4,000円の減でございます。ここにつきましては、診療材料費が100万円の減、外来患者数等の減で材料費等も不用額が生ずる見込みでございます。委託料につきましては196万円の減。これは診療業務の委託ということで、引き続き加賀見先生が26年度もこちらへ来ていただいて研修をほかの病院で受ける、そのための代替の医師の委託料でございましたけど、26年度より若山先生に交代されたことで、ここが不用となりましたので、全額減とさせていただいております。

3款1項1目基金積立金5万円の追加。ここにつきましては医療整備基金等で、先ほどの寄附をいただいたものを積み立てさせていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第27号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,546万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月3日提出、東白川村長。

2ページから6ページにかけて、歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。

7ページの歳入から説明をさせていただきます。

4款1項1目一般会計繰入金113万8,000円の減額。一般会計繰入金、保険基盤安定分が125万4,000円の減、保健事業費分が11万6,000円の増、それぞれ額確定による減の補正です。

次に歳出のほうですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金113万8,000円の減。これにつきましては、広域連合の負担金の確定に伴う減額補正でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

それでは、これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

**○3番（桂川一喜君）**

一般会計の補正のほうの総務費、25ページになりますけれども、実は金額については大したことありませんけれども、CATVの管理運営委員会という名前になっておりますが、先ほど4回の予定が1回でということでした。回数につきましての質問なんですけど、今回、総務省との関連で考えましたところ、今後、農水省を基盤としたCATV事業でしたけれども、総務省等も鑑みして、もう少し力が入っている状態というのを作り出していないと、なかなか御理解もしてもらえないんじゃないかと思う中で、この4回必要だったはずの協議会が1回で終わってしまったというところの御説明をちょっとお願いしたい。

**○議長（服田順次君）**

総務課長 安江宏君。

**○総務課長（安江 宏君）**

当初予算におきましては、今の番組審議会と管理運営委員会とセットで4回を予定して予算要求をさせていただいたわけですが、経過をするうちに年度末の1回の開催になってしまったというようなことでございます。今、議員御指摘のように、力が入った状態を確保して、よりよいものにしていかなければいけないという点もございますので、3月10日に次回の開催を予定しておりますので、その点も含めて担当者と検討しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく御指導のほうをお願いしたいと思います。

**○議長（服田順次君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

**○4番（樋口春市君）**

先ほど一般質問のほうでも出ておりましたけれども、19ページの高齢者交流サロンの整備事業についてでございますけれども、既に450万の整備事業費がここで補正で上げられてきておるわけですが、現在予定されている場所ありきで今後も進められる御予定なのか、村長に。あの場所が適当な場所だとお考えになってみえるのか。利用者の方の駐車場もない。それから、私は前にも畑を少し、花壇などを少し設けられたらいいんじゃないかなというようなことをお願いしたわけですが、あの場所ありきで、この450万の整備事業を上げられているのか、ちょっとお聞きをしたい。

**○議長（服田順次君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

神土地区、来年度実施建設をする事業地については、今のありきということではありませんが、あの場所が適当と私は考えて、土地を譲っていただく交渉を今しておるところでございまして、そこで建設をしたいと思っています。

議員御指摘のように、駐車場ですとか、それから裏のほうに畑もございまして、こちら先ほども言いましたようにお借りをして、畑については売っていただければ買ってでもいいわけですが、そういった施設もつくりたいし、駐車場についても、周辺の土地がございまして、そこも一緒に購入の段取りを今交渉させていただいているところです。この事業費は設計費でございまして。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

27ページの総務管理費のフォレストスタイル事業のところ、何げに両方に分かれていますと、一般財源の分が。その説明が、分かれていますというだけの説明でしたけれども、どうして分けなきゃいけなかったかだけ、ちょっと説明をお願いします。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

この先行型のほうは、先行型の中で予算流用ができると。26年度の予算で繰り越しをしますけれども、その中で予算流用ができますので、ここの中に全てまとめさせていただきました。通常のフォレストスタイル事業ですと款が違いますので、款を取りかえての流用ができませんので、今回はここの中に入れさせていただきました。

それで、まだ新年度のは出てきませんが、27年度予算にもダブってのってきております、このフォレストスタイル事業の分が。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

聞き方が悪かったので、もう一回。両方のページにわたっていますので、44ページのほうについているのと、どうして両側に、フォレストスタイル事業の支出の補正が、こちらに240万と向こうがトータルで1,700ですけど、一般財源の部分が両側に分かれていますのでわかりにくかったので、両方足すと500万に一般財源が出ているんですけど、なぜ分けて計上しなきゃいけなかったかをもう一回お願いします。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

44ページのフォレストスタイル事業につきましては、26年度の事業の報償費が足りなくなったので、まずここはその分を補正させていただきました。それから27ページの地方創生のフォレストスタイル事業につきましては、本来、全額繰り越しになりますけれども、27年度の事業の分をここで見させていただきましたので、なおかつ先ほどの流用ができないということで、一とこに寄せておかないと。地方創世をここに寄せさせていただきますのでお願いいたします。

○議長（服田順次君）

よろしいですか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

同じ44ページですけれども、地域おこし協力隊、採用をどうしてもやるということで、またこの補正が上がっておるわけですから、いつも総務省は3,000人の枠があって、まだ1,000人にも満たないということで、まだまだ求めれば何とか、全国からも応募を期待するわけですから、これはその都度その都度どうしてもなかったら、また次の補正を組む、なかったらまた補正を組むとか、何とかどこかで早くいい人が見つかりたいわけですから、その辺の行政側の考え方は、どこら辺にポイントを置いているのか、もう一度お聞きをします。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

44ページの地域おこし協力隊25万2,000円ございます。ここはホームページの掲載料ですけれども、ここへ掲載をさせていただくと、5名の応募があったらそこで一遍切れますけれども、ある程度応募がないと、そこをずっと掲載させてくれるというような状況ですので、何とかここで応募者をつかみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今度は条例の問題の消防の活動基金についての質問になりますけど、先ほど課長さんから丁寧な御説明がありまして、後援会が解散した折の、その消防を応援する意思を条例という形で提示していただくことと、基金という形で継続的に提示していただいたことを感謝申し上げますが、この基金条例の中身をじっくり読みますと、ほとんどの権限が村長に委ねられておりますので、村長が後援会の意思を引き継いで、どんな形で消防という組織、消防団活動を応援していくつもりか、意思をもう一度お聞かせ願いたいですけれども。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先般、25日の臨時総会の折にも出席をさせていただきまして、総会に出席された皆さんにお話をしたところでございますが、今まで連続と続きました消防団後援会、これのそれぞれのお立場での御協力に対して村民の皆さんに深く感謝をするとともに、その意思をしっかりと引き継いで、村の中での消防団の活動への援助をしてまいりたいという思いでお話をさせていただきました。条例にうたったように、必ずこの指定寄附金を、この目的に書きましたように、活動基金、今までためてこられました消防団の応援をするという村民の皆さんの意思を引き継いで、村がしっかりと管理をして、有事の際の炊き出し、それから消防団の皆さんの主に器具備品等になろうかと思いますが、こういったことへの費用に使わせていただく。そしてなおかつ、先ほど説明しましたように、減ってきましたら補填をして積んでいくというふうな運用をしてまいります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 東白川村消防活動基金条例についてから議案第27号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号 東白川村消防活動基金条例についてから議案第27号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9件は、原案のとおり可決されました。

---

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第34、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

## ○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成27年3月3日提出、東白川村長。

記、氏名、安江弘企、生年月日、昭和○年○月○日、住所、東白川村○○○○番地。

このたび、2月20日の出納検査において、現監査委員であります安江正彦氏より、今期限りでの退任の意向がございました。まだまだお務めいただきたく、また御指導を賜りたく慰留に努めてまいりましたが、後任の選任を強く望まれました。

そこで、現委員の任期は平成27年5月9日までとなっておりますので、今定例会に同意案を提出するよう後任の人選を行ってまいりました。そして、昨年3月まで役場の参事としてお勤めであった五加柏本在住の安江弘企氏を選任するに至りました。

安江氏は、行政経験も豊富で、監査業務にも精通されており、識見を有する監査委員として適任者であります。今回、安江弘企氏を推薦したいので、何とぞ御同意賜りますよう提案するものでございます。

なお、今回の選任同意に際し、本人の内諾も得られていますので、御承認いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。以上でございます。

## ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで暫時休憩し、45分から入りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

午後4時35分 休憩

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎議案第28号から議案第41号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第35、議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第48、議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの14件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本日ここに、平成27年東白川村議会第1回定例会に平成27年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解と御協力をお願いする次第でございます。

第1章 国の予算編成動向

平成27年度政府予算編成方針は、東日本大震災からの復興を加速するとともに、経済の好循環のさらなる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図りつつ中・長期的な発展につなげる取り組みとして、地方創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保を強力に推進するとしています。

一般会計の予算総額は、前年度比0.5%増（4,597億円増）の96兆3,420億円となっております。基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いた一般歳出は57兆3,555億円で、前年度比1.6%増となっております。そのうち社会保障は3.3%増（1兆122億円増）の31兆5,297億円となっており、公共事業は微増の5兆9,711億円となっております。

また、地方財政計画では、地方が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営ができるよう、平成27年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は2%増の61兆5,485億円を確保したとされていますが、地方交付税は0.8%減の16兆7,548億円となっております。

第2章 岐阜県の動向

岐阜県の財政状況は、これまで行財政改革の取り組みにより持続的な財政運営の道筋がつつきつつあり、当面の財政課題に対応しつつ、必要な歳出抑制を継続するメリ張りのきいた財政運営を行うことで、各年度の予算編成を行うことができる状況となっております。

しかし、岐阜県の景気は、全体として緩やかな回復基調にあるものの、一部の業種では厳しい状況が続いており、税収動向は不透明な状況にあります。

歳出面では、各年度30億円から50億円の自然増が見込まれる社会保障関係経費への対処に加え、

我が国の喫緊の課題である人口減少の克服や地方の創生、清流の国ぎふづくりに向けた2020プロジェクトの推進など、さまざまな政策課題への対応について検討しなければならないとされています。

### 第3章 本村の予算編成の基本方針

平成27年度の予算編成に当たっては、第5次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と美しい景観に包まれて人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けて予算編成に取り組みました。

### 第4章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成27年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

#### 第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係7件、合計14件。

#### 第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ1億300万円減の24億1,700万円、前年度比4.1%減となりましたが、内容は充実した予算を編成しました。

#### 第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計4億230万円、介護保険特別会計3億1,750万円、簡易水道特別会計2億8,410万円、下水道特別会計2,490万円、国保診療所特別会計2億5,970万円、後期高齢者医療特別会計3,680万円、以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ9,600万円増の13億2,530万円、前年度比7.8%増となりました。

#### 第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ700万円減の37億4,230万円、前年度比0.2%減となりました。

### 第5章 予算の概要

#### 第1 一般会計

歳入では、村税は景気の動向が不透明ですので、26年度の実績を考慮し、前年度より2.2%減の1億9,373万円を計上しております。

地方消費税交付金は、26年度に消費税率の改正分の見込みが多過ぎたことを考慮し、前年度より31.5%減の2,680万円を計上しております。

地方交付税は、地方財政計画で減額が見込まれていますが、臨時費目の人口減少等特別対策事業費分による増を見込み、前年度より8.7%増の9億9,500万円を計上いたしました。

分担金及び負担金では、子育て支援事業として保育料の無料化を実施することとしたため、前年度より34.2%減の785万円の計上となりました。

使用料及び手数料は、可燃ごみ袋代金の減額を実施することとしたことなどで、前年度より8.5%減の6,346万円の計上となりました。

国庫支出金は、保育緊急確保事業費補助金の新規補助金や社会保障・税番号制度システム整備費補助金、防災安全交付金などの継続補助金を予定して、前年度より18.1%増の1億5,478円を計上

しております。

県支出金は、岐阜縣市町村再生可能エネルギー等導入事業が終了したため前年度より20.5%減となりましたが、高齢者交流サロン整備事業に充当する森林整備加速化・林業再生補助金や農地・水保全管理支払交付金から継続移行した多面的機能支払交付金の新規補助金のほか、中山間地域等直接支払交付補助金などの継続補助金を計上し、2億446万円を見込んでおります。

村債は、公債費負担適正化計画の範囲内で有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、高校生通学等支援事業や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業などソフト事業の財源として3,900万円を計上し、CATV施設の機器更新や県営中山間地域総合整備事業負担金、高齢者交流サロン整備事業、小学校運動場整備事業などハード事業の財源として1億9,350万円を計上し、これらに臨時財政対策債6,000万円を加えた総額は、前年度より27.8%減の2億9,250万円となっております。

また、繰入金と繰越金で、前年度より約2億5,000万円の大幅な増減となっておりますが、これは普通交付税の予算管理において県の指導があったため、26年度予算において、普通交付税交付決定額に対する余剰分を一旦財政基金へ繰り入れることとしたことによるものでございます。

歳出の生活環境の面では、防災対策で、防災行政無線の運用開始や避難所への防災倉庫の設置と備蓄品の整備、ヘリポートの整備、防災安全交付金事業、県単急傾斜地崩壊対策事業等を行うとともに、CATV事業のFM告知放送設備工事で各家庭への告知端末機と屋外スピーカー3カ所の整備を行い、防災対策の充実に努めます。

子育て対策で、3歳以上児の保育料の無料化や子育て支援係の設置、高校生通学支援の継続などにより、子供・子育て環境の充実に努めます。

環境対策で、可燃ごみ袋代を値下げするほか、資源ごみの分別リサイクルについて、さらなる啓蒙を行います。

また、危険木除去事業の予算を増額するほか、新たに村道日照支障木除去事業を始めます。

産業活力の面では、農業振興策で、トマトハウス整備補助やトマト研修生受け入れ農家助成、茶販路拡大対策事業補助、集落営農組合への農地流動化奨励補助と専門担当者の設置、第4期対策の初年度となる中山間地域等直接支払推進事業を実施するほか、有害鳥獣対策として捕獲報奨金の充実と猿捕獲用おりの設置を計画しています。

林業振興策で、新たに間伐材搬出補助を行います。

商工振興策で、雇用促進奨励事業やフォレストスタイル事業を継続するとともに、アンテナショップの展開などによる村内産品販売促進事業を行います。

教育文化の面では、小学校屋外運動場整備や中学校体育館のつり天井撤去工事、はなのき会館大規模改修設計委託、クラシック音楽による地域交流プログラム、美術セミナー開催などを行います。

保健福祉の面では、予防接種事業の充実や歯周病予防検診の対象年齢の拡大、臨時福祉給付金事業、高齢者交流サロンの建築、せせらぎ荘のリフト車更新などを行います。

## 第2 特別会計

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計とも健全な運営を目指して

まいります。簡易水道特別会計は、平成25年度から28年度まで計画に施設整備の更新を行ってまいります。下水道特別会計は、平西と宮代地区でポンプ機器の更新を行います。国保診療所特別会計は、一層村民の医療と介護のニーズに応えるよう努めてまいります。

## 第6章 一般会計の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明をいたします。

### 第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

#### 1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第4期対策の初年度として新たに実施し、農地・水保全管理支払交付金事業は多面的機能支払交付金事業へ移行して継続して実施し、当村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

#### 2. 農林業振興策。

集落営農活動を推進し、営農用施設整備への助成や専門担当者の設置を行うとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

茶業振興については、製茶組合が行う茶販路拡大対策事業や農家が行う茶樹改植事業にも引き続き助成を行います。

農業担い手対策として、トマト研修生受け入れ農家への助成やトマトハウス整備への補助を行います。

有害鳥獣対策では、新たに狩猟登録への助成を行うほか、捕獲報奨金の増額や猿用大型捕獲おりの設置など、対策の充実に努めてまいります。

林業振興については、森林整備地域活動支援交付金事業や清流の国ぎふ森林・環境税事業を継続して実施することで山林環境を保全し、みなとモデル事業でのFSC材の提供等を推進してまいります。また、森林組合が実施する林内作業車購入や間伐材搬出について補助を行います。

#### 3. 商工業振興策。

商工会経営改善普及事業や中小企業退職金共済制度、商品券発行事業への補助や商工業設備資金利子補給制度を継続するとともに、新たに経営改善貸し付けの運転資金利子補給もを行います。

#### 4. 地域活性化策。

木造建築関連事業を主要産業と位置づけ、フォレストスタイル事業等により木材産業の振興を図ってまいります。また、アンテナショップ事業等により村内商品の販売促進に取り組みます。

### 第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

#### 1. 県単土地改良事業・県営中山間事業。

県単土地改良事業による黒瀨排水路の修繕工事の実施や県営中山間地域総合整備事業を推進してまいります。

#### 2. 急傾斜地崩壊対策事業。

診療所裏と中学校付近の上小林急傾斜地崩壊対策事業を継続推進してまいります。

#### 3. 危険木除去事業等。

危険木除去事業は、予算を増額するほか、新規に枯損木処理緊急整備事業や村道日照支障木除去事業を行います。

#### 4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所に防災倉庫を設置するとともに、備蓄品も順次配備します。また、ヘリポートの整備にも着手し、各地区への整備を順次進めてまいります。

CATV事業では、FM告知放送設備工事で、各家庭への告知端末機と屋外スピーカー3カ所の整備を行い、情報伝達手段の確保を図ります。

#### 5. 道路橋梁維持事業。

社会資本整備総合交付金事業により杉林線の道路改良を行うほか、防災安全交付金事業で神矢橋橋梁修繕工事や村道の路面修繕工事、橋梁修繕設計委託を計画しております。

#### 6. 人口対策推進事業。

I・Uターン者の定住のための助成や出産祝い金事業を引き続き実施するとともに、結婚祝い金制度の新設など結婚推進対策事業を拡充します。また、村営住宅建設も検討し、人口対策の促進を図ります。

### 第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

#### 1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所や役場、金融機関のほか介護予防教室の参加への送迎を行う外出支援サービスと、透析治療や中核病院への通院支援を引き続き行います。

#### 2. 予防接種事業。

インフルエンザの集団感染を防ぐために、ワクチンの接種費用について、1歳児から中学生までと生活保護世帯等は全額助成を、高齢者は費用負担の一部助成を継続して実施するとともに、定期接種となった高齢者肺炎球菌接種を行います。

#### 3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢者世帯等へのつちのこ商品券配付事業と、在宅で要介護や7カ月までの乳児のいる世帯等へのごみ袋無料配付事業を引き続き実施し、生活の支援に努めてまいります。また、国庫金による臨時福祉給付金給付支援事業も引き続き実施します。

#### 4. 障害者対策、高齢者対策事業。

高齢者交流サロンを整備し、ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者等とボランティア等の地域住民との交流を通して、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げていただく対策を行います。また、障害児通所事業の継続や、老人クラブの運営を引き続き支援します。

#### 5. 子育て支援事業。

3歳以上児の保育料の無料化や子育て支援係の設置により、子育て世代をサポートしてまいります。また、子育て世帯臨時特例給付金事業を国の指導に基づき引き続き実施します。

#### 6. 高校生の支援事業。

高校生通学支援事業として、白川町と連携して通学バスを運行するとともに、人口対策と地域の

活性化を目的とした事業では、自宅から通学する高校生への交通費の助成や下宿や寮で生活をしている家庭の支援と、村内に住所を有する高校生等の医療費無料化を引き続き実施してまいります。

#### 第4 ころの豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

##### 1. 小・中学校運営。

小学校では屋外運動場の改修工事を、中学校では体育館のつり天井撤去工事を行い、児童・生徒が安全で安心して学べる環境整備に努めます。

##### 2. 公民館講座事業。

公民館講座では、お出かけ公民館講座や里山講座、和太鼓教室など5講座を実施、文化の薫り立つ活動事業では美術セミナーなどを計画しています。

3. アウトリーチ・フォーラム事業。財団法人地域創造の推進する事業を取り入れ、クラシック音楽による小・中学校での授業と、はなのき会館でのコンサートを計画しています。

### 第7章 特別会計の予算概要説明

#### 第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者720人（前年度745人）を想定し、予算編成をしております。主たる財源であります保険税は6,207万円で、前年度と比べ5.0%減となりましたが、税率を据え置くことといたしました。

予算額は、保険財政共同安定化事業について1円以上のレセプトが拠出金の対象となったことなどで、前年度より14.3%増の4億230万円となっています。

国保会計の運営課題は、加入者一人一人の健康増進です。これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して早期発見・早期治療に取り組むこととします。特に、生活習慣病予防を目的とする特定健康診査の受診率向上に努め、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見による医療費の適正化を図り、国保財政の健全化に努めます。

また、保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められた強制執行なども実施いたします。

#### 第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,008人（前年度1,034人）を想定し、予算編成をいたしました。27年度は、前年度に策定した第6期介護保険事業計画の初年度となります。当計画において、近年の保険給付費の増加と被保険者の減少などの要因により財源確保が困難となってきたことから、基準となる月額保険料の料率を引き上げざるを得ず、月額3,000円から4,700円に引き上げることにしました。また、要支援・要介護状態等となるおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防事業が重視される中で、より効率的な介護予防のあり方を見直しつつ実践することで、介護保険制度の健全運営と利用者へのサービスを安定的に供給することを行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。

#### 第3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成4年度に事業着手し、現在の給水件数991件（前年度977件）で、全村に給水しております。また、大明神水系の施設の老朽化が進んでいるため、国庫補助事業の更新整備計画期間4年間の3年目に当たる27年度はおよそ1億3,000万円で、黒淵・陰地・日向の配水池と日向第1・第2ポンプ場の計測機器の更新を行います。その他の施設についても更新の時期になっているため、少しでも長く使用できるよう適切な維持管理及び改修工事を進め、安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。予算額は2億8,410万円で、建設事業費の増により前年度と比べ13.6%増となっています。

#### 第4 下水道特別会計

下水道施設として4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区19戸、平西地区34戸、平東地区24戸、平中地区24戸、合計101戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしています。住宅を解体して転出されるなど一部加入者の減少が見られますので、各組合が引き続き安定した経営を行えるように対策を講じてまいります。

また、当施設も稼働後13年以上経過しており、機器の老朽化が見られるため、宮代及び平西地区において機器の更新を行います。予算額は2,490万円で、前年度と比べ10.7%増となっています。

#### 第5 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療センターとしての責任と村民の皆様からの期待を認識し、村民の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

診療所へ機能転換を図って8年目となり、また介護老人保健施設に転換して6年目となります。医師確保の課題も続きますが、さきの診療所事業改革委員会の答申に沿って経営改善に努めてまいります。

医療事業費では、看護師の配置転換や検査技師の定年退職により給与費が前年度より1,535万円減額しております。また、医療機器等の整備費も250万円の減額となり、予算額全体では2億5,970万円で、前年度と比べ6.8%減となっています。引き続き総合計画の実施計画に沿って順次診療体制の充実に努めるとともに、老人施設を考えるプロジェクトチームの検討結果を踏まえて、診療所の移転も含めた老人福祉施設の整備に向けて検討をしてまいります。

#### 第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方623人（前年度640人）を想定し、保険料の徴収及び申請書の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。予算額は3,680万円で、前年度と比べ0.5%の増となっています。

### 第8章 むすび

以上のとおり、平成27年度における村政の運営と主たる事業、並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

26年度は、幸いにも大きな豪雨災害が発生しておらず安堵しているところではありますが、昨今の異常気象は、いつどこで災害が起こるかわからない状況であります。このような有事に対する備え

を充実しなければならないと考えております。

これで万全とは到底まいりませんが、今後も基金の積み立てや公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を出して東白川村を運営してまいる所存でございますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成27年度予算の説明といたします。平成27年3月3日、東白川村長。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月4日の本会議は午前9時30分から開催しますので、お願いします。

本日は、これで延会します。

午後5時12分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

